

# 二黨制と多黨制 (一)

圓 藤 眞 一

## 第一章 概

一 念

## 第二章 原

因 (以上本号)

## 第三章 效

果

## 第四章 結

語

## 第一章 概 念

一、 政党の本質はそれが社会を國家に代表する大衆的組織たることにある。(1) 従つて政党に関する及び之を繞る政治現象は、その基盤をなす社会そのものによつて制約されると同時に、その活動の舞台たる國家の政治制度によつて影響せられる所が大きい。(2) 然るに一國の社会及び政治制度は、何れも長い歴史の傳統の所産であつて抽象的一様性をもつものではないから、この意味に於て、各國の政党はそれぞれ独自の個性的特色をもつものと言ひ得る。(3) 然し乍ら、それぞれ独自の特色をもつ各國の政治制度について、例へば立法権と行政権との關係に著目して権力分立制と議院内閣制といふ型を構成し得ると同じ意味に於て、われわれは、各國の政党に見られる種々の特色を相互に比較し、一定の観点によつて類似共通のものを抽象してそこに幾つかの政党の型を構成することができる。その際、

選択の基準となるべき観点の差異によつてさまざまの型の種別が得られ、又、抽象の手續を繰返すことによつてその型の一般性に相違が見られることになる。<sup>(4)</sup>斯の如く一國の政党現象そのものに認められる特色としての政党の型ではなくして、個々の政党についても同様に政党の型を構成し得る筈である。<sup>(5)</sup>前者を仮りに政党型と呼ぶとすれば、後者はいはゞ分立型とも名づけ得るであらう。<sup>(6)</sup>この政党型のさまざまの種別の中、特に重要な意義をもつものとして、二党制的政党と多党制的政党をあげることができる。即ち前者は二党制の下に於ける二大政党を、後者は多党制の下に於ける数多の政党を意味する。従來、この問題が政党理論に於て好んで取上げられたのは、英米の政党と歐洲大陸の政党との顯著な差異が何よりもこの点に見られるのみでなく、又、後に詳論するが如く、この政党型がその國のすべての政党の性格に対して決定的な意義をもつからに外ならない。

二、二党制が行はれて居ると言はれる國々は、英國、合衆國、カナダ、オーストリア、ニュージーランド及び南阿聯邦等であつて、何れも所謂英語國民 English-speaking people に属する。之に対して、多党制が行はれて居ると言はれる國々は、ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、オランダ其他歐洲大陸の諸國である。英國及び合衆國に於ては、二大政党が傳統的に圧倒的重要性をもち其他の小政党は政權参加の可能性を持たず、多数党が單獨で内閣を組織し、或は、一政党の指名を受けた大統領候補者が大統領に當選して行政を担当するのである。之に対して、フランスに於ては、十指を超える数に上る政党が存するもその何れも單獨では議會の多数を統制し得ず、從つて内閣は三個乃至それ以上の政党より成る政党聯合を基礎とする政党聯合内閣の形をとり、四年間の同一議會期に於てもかゝる政党聯合の構成の推移によつて内閣は屢々更迭し政策も從つて変遷を見るに至るのである。前者を二党制、後者を多党制と言ふならば、二党制とは議會の過半数を制し得る現実的可能性をもつ政党が傳統的に二個に限られて居る政党制度を謂ひ、多党制とは多数の政党の何れも單獨では議會の過半数を制し得る現実的可能性をも

たない政党制度を指す。<sup>(8)</sup>

三、右に述べた二党制多党制の意義について注意すべき諸点は左の通りである。

(一) 二党制多党制は政党制度である。こゝに政党制度といふのは、廣く政党現象自体に関する制度を意味する。<sup>(9)</sup>  
従つて、二党制及び多党制は、制度として政党現象を整序する重要な機能を営む。之に対して、軍隊的政党、俱樂部的政党の如きは、制度従つて政党制度ではなく單なる政党型にすぎない。又、二党制多党制は制度であるけれども、例へば合衆國各州に於ける候補者指名制度<sup>(10)</sup>の如き法的制度ではなくて、むしろ、各國の政党現象の歴史的發展推移の過程に於て傳統的に形成せられた所である。仮りに二党制乃至多党制の優劣を定め得るとしても、その一方を任意に選択し之を採用するといふが如きことの不可能なる所以である。<sup>(11)</sup>

(二) 二党制多党制は政党型に關聯する。即ち、二党制的政党多党制的政党といふ政党型は、それぞれ二党制及び多党制の下に於ける政党現象自体の特色を抽象して構成せられたものに外ならない。先にも註記した如く、従来の學說に於ては、個々の政党の特色について構成せられる分立型として二党制多党制を考察することが行はれ來つたのであるが、政党型と分立型との區別を認めるならば、かゝる所論は徒らに概念の混乱を生ぜしめるものと言はねばならぬ。<sup>(13)</sup>

(三) 二党制の場合に於ても、政党の数が二つに限る訳ではな<sup>(15)</sup>。A.L. Lowell は「小さな水流には水脈がないが、大河の流れには必ず水脈が見られる」と述べて、「政治社会の大きさ」が政党存立の基本條件なることを論じて居る。<sup>(14)</sup> 同じ推理を用ゐるならば、近代國家の地盤たる社会は、地域は廣大であり人口多く、多数の利害が交錯対立し、又、環境の変化推移が速かであるから、近代國家に数多くの政党が見られるのは当然の現象と言ふべきである。蓋し先に述べた如く、政党の本質は社会を國家に代表する大衆的組織たることにあるからである。<sup>(16)</sup> 従つて、そ

の政治社会に存する政党の数から言へば二党制と多党制とは區別せられない。

(四) 二党制多党制を區別する要点は、單獨で政權を獲得する現実的可能性にある。この可能性をもつ政党が、二党制に於ては二個に限つて存在し、多党制に於ては全く存在しないのである。この点から見て特に注目すべきは、同じ小政党であつても、二党制下の小政党と多党制下の小政党とは全くその地位及び意義を異にするといふ事である。蓋し、前者は、特殊の場合を除いては公職に選挙せられることを得ず、偶々之に成功することあるもその数は甚だ少なく到底政治過程に影響力を持ち得るに至らないからである。Schattschneider もこの点を論じ、「合衆國に於ては、小政党は政權から完全に除外されて居るから、これらの小政党は既に眞正の政党ではなく、むしろ教育運動にすぎないと言ふのが適當である。多党制に於ては、大政党と小政党との區別は、よしやあるにしても決して明瞭ではない。そして何れの政党も政權を独占することは望まないけれども、その代りすべての政党が政權の一部に與ることを望み得る」(17)と論じて居る。二党制下の小政党を教育運動であると酷評するのは必ずしも適切ではないけれども、その政治権力と無關係なる事を強調するものとしては正にその通りであると思はれる。思ふに政党に見られる本質的契機は、一は政策であり、他は権力獲得の目的である。即ち、政党は一定の社会的地盤を基礎とし、その立場から生ずる明確な主義主張に立脚して現前の具体的政治問題に対する政策を提示し、更にその政策遂行のために政權獲得に努力するのである。

この二点は、何れも互に他を予想するものであつて、政党はその何れをも欠くことはできないけれども、國によつて多少その間に重点の差異が見られる。例へば、英國政党と合衆國政党とを比較して、前者は政策に重点を置き後者は政權獲得を第一義として居るとは、J. Bryce や A. L. Lowell, Odegard and Helms 等の指摘する所である。(18) 合衆國に於て、政策提示の機能を果たすべきものとして、所謂圧力團體 Pressure Groups と並んで小政党が重

要な意味をもつ所以である。合衆國に於ける小政党が、「異つたレベルを貼つた二つの空瓶」であると言はれる二大政党よりも政策面に於て活潑であり、その掲げる政策にしてやがて政府党によつて実現を見るに至つたものの少くないのは、周知の事柄に属する。<sup>(19)</sup>

(五) 二党制多党制は法的制度ではなくして、歴史的傳統的制度たることは前述の如くである。従つて、異常な状況の下に於ては、一時的に二大政党対立の勢が崩れ三個以上の政党が相拮抗する場合があつても、再び二大政党対立の状態に恢復する可能性のある限りは、やはり二党制が存続して居るものと見るのが適當である。<sup>(20)</sup> 例へば第一次大戦後の世界恐慌に際して行はれた一九三一年十月の英國総選挙の結果は、保守党四六六議席に対し、労働党五六、國民労働党十二、自由党三四、國民自由党三三、ロイド・ジョージ派五、其他八、であつた。又、合衆國に於ても、一八六〇年南北戦争直前の大統領選挙に於て、民主党は分裂して両派はそれぞれ Douglas 及 Breckinridge を候補者に立てたが、一般投票の得票百分比は前者が二九・四%後者が一八・一%であつたのに対し、共和党の Lincoln は三九・九%、聯邦党の Bell は一二・六%であつた。当選した Lincoln の得票の三九・九%は合衆國史上最低のものであつた。<sup>(21)</sup>

(六) 二党制に於ける二大政党は、必ずしも歴史を通じて同一特定の政党ではなくして、時として更迭を見るのがむしろ通例である。英國政党のコンティニューイティは G.M. Trevelyan の論するが如くである<sup>(22)</sup>。それは Whigs—Liberal Party, Tories—Conservative Party の系列のつゞつてあつて、二十世紀は自由党の没落と労働党の興起を見ることゝなつたのであるし、合衆國に於ても Republican—Federalists, Democrats—Whigs, Democrats—Republicans の三対立の経過を見つ居るのと同様である。

(七) 二党制は現に議會に於て二大政党がほとり拮抗する勢力を有して相對峙して居る事を必ずしも意味するもの

ではない。例へば前述一九三一年の英國総選挙の結果の如く、一政党が圧倒的な多数を支配し、他には群小政党が散在するのみで強力な反対党を欠く時に於ても、前述の如く二党制は歴史的傳統的な概念であるから、群小政党の中の一政党がやがて大政党たり得る現実的可能性を失はないならば、依然としてそこに二党制が存続して居るものと見做して差支えない。之に対して、例へば一九二四年の総選挙後のイタリアに於ては、政府党三七四議席、人民党三九、統一社会党二四、マキシミアン社会党二二、共産党一九、護憲党十四、自由党十五、人民社会党十、其他十八であつて、政党勢力の議席配分の状況は一九三一年の英國のそれと類似して居るけれども、このイタリアの場合は、ファシスト党独裁樹立の一過程に於けるものであつて、ファシスト党以外の政党が再び大政党たり得る可能性は全く認められなかつたのであるから、一九三一年の英國の場合とは全くその性質及び意義を異にし、二党制でないことは勿論、實は多党制とも稱し得ないものである。問題は、以上の意味に於ける所謂「現実的可能性」の根柢が何であるかといふことであるが、それは結局は二党制の原因の客観的存続の問題に帰着するものと思はれる。<sup>(23)</sup><sup>(24)</sup>それが何であるかについては、後にわれわれが第二章に於て検討する所である。

四、二党制多党制の概念について注意すべき諸点は大略以上の通りである。こゝに最後に特にとりあげて検討する必要があるのは、一党制多党制の本質的區別を認めない所説についてである。例へば W.B.Hesseltine は、オランダの多党制下の政治過程の状況を敘述した後、次の如く論じて居る。<sup>(25)</sup>「オランダの政治過程は、その形式に於て、合衆國政治の實際と著しい対照を示して居るけれども、その本質に於ては、政治的民主主義の運営についてオランダと合衆國とは多くのものを等しくして居るのである。合衆國政治を觀察するオランダ人が、合衆國には母國オランダと同様に多数の政党（オランダで意味する政党）が存在すると考へても、それは尤もである。地域團體、ある政治家に追隨する一團、特殊の偏向乃至偏頗な政綱をもつ者達、すべてこれらの者はオランダに於てはそ

れぞれ別々の政党を結成するのであるが、合衆國に於てはそれが姿を変へて民主党とか共和党とかの集塊となつて出現する次第である。合衆國に於て之等の集團が互に妥協し團結するのは、選挙の後ではなくして選挙に先立つてであつて、かくして彼等は選挙民に対して二つの政綱を交互に提示するに至るのである。実際に於て、合衆國の『政府』は、オランダの政府と比べて一層緊密であるとか一層筋道が通つて居るとか言ふ訳のものではない。何か或る『急変』を捏造してその必要を回避し得る場合は別として普通の場合は、大統領は自己の『政党』に属する種々の分派のそれぞれの中から關係を選ばねばならない。<sup>(26)</sup>又、通常の場合は、政府の行動及び立法は、オランダの場合と同様に、分派間の妥協の結果である。又、大政党の政策綱領は必然的に漠然として面白味のない空虚なものとなる。合衆國大統領の当面する根本問題は、オランダの総理大臣のそれと同じである。即ち賢明に党<sup>ストロネン</sup>を操つたり、立法問題をうまく調整したりすることによつて、党内諸分派の均衡を保つこと、之である」と。又、

C. E. Merriam も「われわれは、二党制の名の下に、実は屢々多党制と同じ結果を生み出すのである。歐洲大陸に於て右翼と左翼とが結合してブロックを形成するのと丁度同じ様に、共和党保守派と民主党保守派とが結合して立法を統制せんとするのである。或は、彼等は選挙に際して結合することもあるが、その各自の政党に表向き忠誠を示す必要の手前さすがに之は公然とは行はれないだらう」と述べて居る。<sup>(27)</sup>

之等の論者の言ふ所は、合衆國政党を例として、二大政党は何れも党内に様々の分派を含み、之等の分派と所属政党との關係は、歐洲大陸に於ける政党と政党聯合との關係と實質上相等しいと云ふことである。事实上に於て、合衆國政党に様々の分派が含まれて居ることは、合衆國政党を論ずるすべての学者が一樣に認めて居る所である。<sup>(28)</sup>英國政党についても、一九三一年の総選挙の結果に見られる様な分裂が生じたのは、既にそれに先立つて大政党内部にさまざまの分派が潜在して居たことを示すものである。自由党党首 W. E. Gladstone は會て「各政党は自身の

党内に、互に相異つた政治原則及び目的を包含着してゐる。そしてその相違は、或る政党の穩健分子と他の政党の穩健分子との間に於ける相違より著しい」と云つたと傳へられてゐる。<sup>(29)</sup>

カナダの政党についても同様であつて、F.H.Underhill によれば、自由保守党は三集團の聯合体であり、自由党は二集團の聯合体である。<sup>(30)</sup>

しかし乍ら、斯の如く二党制下の大政党が諸分派の集合体にすぎないことは事實であるにせよ、之を以て分派と政党とを同視し、従つて政党と政党聯合とを相均しいと考へるのは、妥当な見解ではない。蓋し、「實質上」相均しいとしても、「形式上」何故異つて居るかが問題であり、しかも、問題の要點はこの「形式」にこそ存するからである。されば R.M. Maeker も、歐洲近代國家に於ける政党分立が専ら現存經濟秩序に対する態度を中心とする事を述べ政党分立の状況を示す一覽表を掲げた後、「この表の示す所によれば、政党は同一意見の者の同質的な集合ではなくして、むしろ漠然とした限界しか持たない様々の意見の拮がりなのである。各政党内部には右翼と左翼とが共に存在し、ある圧力が之に加はつた場合には罅裂を生じて分裂し別々の組織を作ることになるのである。われわれが政党を定義するのに、意見の同一性を以てせずに、組織の同一性を以てするのである」と論ずるのである。<sup>(31)</sup> かくの如く考へるならば、英米の二党制と歐洲大陸の多党制との區別の存在は否定され得ないであらう。その區別が現實にその國の政党現象に於て如何なる形をとつて現れるかについては、第三章に於て二党制多党制の効果として論ずる所である。

即ち選挙に際して、一組織として一選挙区に対して議員定数だけの候補者を指名する<sup>(32)</sup>ものを、われわれは政党と名づけて、一方に於ては党内分派から、他方に於ては政党聯合から、之を區別しなければならぬ。

五、本稿は、以上の意味に於ける二党制と多党制の原因と効果とを検討せんとするものであるが、本論に入るに



先立つて、政党現象の研究に於て本問題の占むべき位置を概観するのが便宜である。

政党現象に関する研究は、之を政党理論、政党史及び政党政策に区分することができる。即ち政党理論は政党現象の分析的研究によつてその一般的法則を探索するものであり、政党史は政党の個性的特色を時間に関係づけて記述するものであり、又、政党政策は政治目的の観点からあるべき政党現象を実現する手段方法を研究するものである。<sup>(34)</sup><sup>(35)</sup>

政党理論の課題としては、(一) 政党の概念及び本質、(二) 政党の発生、変質、將來、(三) 政治機構として(四) 政党(近代國家及び地方公共團體に於ける政党の機能を中心とする)、(五) 政党内部の諸問題(組織、綱領、規律、党費、活動、其他)等が包含される。従つて本稿の対象とする所は、先づ政党理論の中(四)の政党型に關するものである。しかしながら、政党型は、各國の政党に見られる特色を相互に比較し類似共通の要素に著目して抽象せられた政党の型であり、しかもその抽象せらるべき政党の特色は政党現象のあらゆる面に認められる訳であるから、従つて、問題の領域はむしろ政党現象全般にわたる筈である。例へば政治機能に於ける二党制多党制の効果は特に顯著なものであつて、その詳細は第三章で論ずる如くである。又、政党内部の諸問題について直接の關連はもたないけれども他の要素と結合することによつてそれ／＼著しい特色をもつのである。

次に特に問題となるのは分立型との關係である。蓋し從來の所説に於ては、二党制多党制を分立型として取扱つて來たのであるから、この意味に於ても、政党型との差異を明かにすることが特に必要であると信ずる。分立型は前述の如く個々の政党の特色について構成せられた政党の類型であつて、政党型の如く一國の政党現象そのものについて見られる特色を抽象したものではない。又、政党型は現実に見られるその國の政党現象の特色から抽象せられたものであるが、分立型は、之に反して現実的ではなくして、むしろ理論的な観点から政党分立の可能的

な型を構成したものである。譬へて言ふならば、政党型は、様々の夾雜物から遊離して固まつた結晶の形の如きもので、それ自身に現実的基礎がある。之に対して分立型は、専ら現実を測定する必要から理論的に定めたメイトルの物差しの如くであるそれは現実と無關係ではないけれども、要するに測定の便宜によつて仮に定めた長さにすぎない。従つて便宜の爲にはメイトルを用ゐてもフイートを用ゐても一向に差支へないのである。後に述べる様に、政党分立の測定にあたり二分法を用ゐても四分法を用ゐても要するに便宜の問題である所以である。かくの如き分立型を構成する基準として二つの観点を考へることが出来る。その一は政策であり、他は政權との關係である。

(一) 先づ、政党は、「社会」に存する諸利害を反映し、之を「國家」に代表することを以てその本質とする。かくの如き社会の諸利害には種々様々のものが存するが、その最も基本的な対立の線は現存秩序に対する態度にある。即ち現存の経済的乃至政治的秩序に対して否定的立場をとるものと之を維持せんとするものとが之であつて、前者を自由党(進歩党)後者を保守党と名づけることができる。<sup>(36)(37)</sup>これについては、次の如き事情を注意する必要がある。その一は、現存秩序は決して固定的なものではなく歴史と共に推移変化するものであるから、特定の進歩党が永久に進歩党たるものではなく、あるべき秩序がある秩序へと実現せられた場合には、むしろ保守党の立場に置かれることである。

その二は、現存秩序に対する態度とは、個々の具体的問題についてのその時々の政策を意味するものではなくて、むしろ、そこから様々の論点乃至対立を生み出す基本的社会構造乃至政治秩序に対する態度を意味する。例へば英國に於ける一八六七年の選挙法改正は、英國保守党によつて行はれたのであるが、これを以て同党を進歩党であると考へることはできない。蓋しこの「選挙権を與へられて居ない社会勢力」への譲歩は、「保守党としては、選挙権拡張をもつて抑止し難き大勢と見て、むしろ進んで政治參與を要求しつゝある社会勢力に選挙権を與へ、それに

よつて此の種の社会勢力の好意を買つて、自由党に對抗しやうとしたことに基くもの」にすぎず、英國保守党が資本主義社会の基本的秩序の擁護について断乎たる態度を示したことは、十九世紀三四十年代に於けるチャーチーズ運動に際して見られた通りであるからである。その三は、保守と進歩との二大陣営の区分が可能であるとしても、之を更に細分することは理論上毫も差支へないこと前述の如くである。例へば、保守に対する進歩を漸進と急進とに二分して結局保守、漸進、急進に三分し、或は、之と共に保守を保守と反動とに二分して結局反動、保守、漸進、急進に四分し、<sup>(39)</sup>或は又、保守と漸進、急進と漸進との間にそれぞれ中間政党を認めて結局、保守(右翼)、穩健(中央右翼)進歩(中央)、自由(中央左翼)、急進(左翼)に五分する<sup>(40)</sup>など、それらは、要するに一國の現実の政党分立の特色を明確に理解するための便宜の問題である。そもそも分立型構成の目的が一國に於ける政党分立の状況の特質を測定することにあるのであるから、特定の國家に於ける政党が必ずしも例へば反動、保守、進歩、急進の何れかに整序できるといふ訳のものではなく、例へば反動党を欠き、或は急進党を欠くが如き場合がある訳である。又、分立型に於ける特定の政党に配列される現実の政党は、一個に限るのではなく、二個以上の政党が同一の名の下に分類せられることがむしろ普通である。例へば、フランスの如き多党制の國家に於ても、政党分立の基本的対立関係は左翼、中央派、右翼に三分できるとは、学者の屢々指摘する所である。<sup>(41)</sup>その四は、かくの如く政党の分立型をどれだけ認めるかは専ら便宜の問題であるけれども、一國の現実の政党分立が如何なる形をとるか別個の問題であつて、之については、おのずから一般的法則が見出される。<sup>(42)</sup>例へばいま仮りに進歩党と保守党とが対立する場合について見るに、進歩党が分裂して或は新たに、急進党が成立するならば、必ずや之に應じて保守党が分裂して或は新たに、反動党が発生するであらう。<sup>(43)</sup>又、例へば、進歩党が消滅し或は甚しく微力となつた場合に於ては、必ずや保守党は分裂し二政党の対立を見ることゝならう。<sup>(44)</sup>その五は、上述の政党分立に関する二分説、三分説、四分説乃至

五分説等は、何れも政党の分立型に於ける政党の類型を説明する便宜に出づるものであつて、各國の現実の政党の分立原因の説明である、と解するのは適當ではない。例へば、二党制の原因に関する他の諸説と並べて Macaulay, Hallam 等の所謂「氣質説」を論評し<sup>(45)</sup>、又はかゝる二分説の不当なる理由として「更ニ之ヲ各國ノ実情ニ徴スルニ一般ニ小党分立ノ状態ニ在リテ、二大政党対立ノ状態ハ寧ロ例外トシテ之ヲ見ルノミ」と論ずる如き何れもこの二分説の眞意を解せざるものである<sup>(47)</sup>。蓋し分立型の各々の政党類型に分類せられる政党は、必ずしも一個に限る訳ではないからである。

(二) 次に分立型構成の第二の基準は、政權との關係である。政党は政策団体であると共にむしろそれ以上に政權を目的とする鬭争団体であるから、そのすべての動きは政權を枢軸とするものである<sup>(48)</sup>。二党制の下に於ては二政党が單獨で政府を組織し、多党制の下に於ては教個の政党から成る政党聯合が政府を形成する。何れの場合に於ても、政府の基礎たる政党（興党）と政府反対の政党（野党）とが存在する。野党の機能は政府に反対することにあるのであるが、それは反対のための反対ではなくして、速かに政府を打倒して次期政權を獲得せんが爲の反対である。かくして興党と野党との対立は E. Barker の表現によれば<sup>(49)</sup>、「現にある政府」 cabinet in posse と「あり得べき政府」 cabinet in esse との対立關係となる。前述の二分説其他の場合にはたとへ明瞭でなくとも、この興党野党の対立關係の場合には、それが分立型であつて政党型ではない事は、すべての論者にとつて明瞭であらう<sup>(50)</sup>。

以上は分立型そのものについて略説したのであるが、次には二党制多党制の政党型と以上の如き二つの分立型との關係を明かにせねばならない。先づ最初の保守対進歩の分立型との關係であるが、この点についての問題の中心は二党制にある。即ち、二党制には保守党対進歩党の形をとる場合と、有力な保守党又は進歩党を欠き進歩派又は保守派が二政党に分裂対峙する場合とがある。前の場合については、保守党及び進歩党は何故にそれ／＼一個に限

られるのか、進歩党は何故漸進と急進とに分れないのか、の二点が問題とせらるべく、後の場合については、有力な保守党又は進歩党の存在しないのは何故か、その場合進歩派又は保守派が分裂する理由如何、その分裂が二個に限るのは何故か、の三点が中心の問題とならう。次に第二の與党対野党の分立型との關係であるが、この点について問題の中心は多党制にある。即ち多党制に於ては数多くの小政党が存在するけれども、それらは政權との關係に於て云へば或は與党として政府支持に協力して居る訳であり、或は同じ野党として政府反対の意味ではその立場を等しくする訳である。斯の如く、與党は與党として、野党は野党として協力する立場にあり乍ら、彼等は何故それぞれ二組織として團結しないのか、換言すれば何が彼等をして分裂せしめて居るのであるか、の問題が中心とならう。

次に、二党制多党制の問題は、たゞに政党理論に關聯するのみならず、政党史及び政党政策にも深いつながりをもつ。蓋し二党制多党制は前述の如く専ら歴史的傳統的觀念であつて、英米其他の諸國の政治的發展の中におのづから形成せられるに至つた傳統であるからである。かくて政党史は、之等の諸國に於ける二大政党対立の狀況を敘述し、その時々々の政治問題に対する各党の態度を述べ、それぞれの社会的經濟的地盤とその変遷とを明かにすることによつて、二党制多党制の理論的諸問題に対して豊富な資料を提供すると同時に、逆に後者によつて歴史記述の視点を與へられねばならない。又、政党政策については、従來行はれ來つた政党政策が二党制多党制に対して如何なる効果を生ぜしめたか、二党制多党制はその優劣を定め得るとすればその國に対して何れが優れて居るか、それを実現する手段如何其他様々の問題が存する。

本稿は、以上の如き廣汎な領域にわたる二党制多党制の諸問題を、もれなく取扱はんとするものではない。たゞ、その中の最も重要な論点としてのその原因と効果とについて、先輩諸家の思索の跡を辿り、加へて二三の私見を闡

陳して学界の批判を戴き度いと思ふのである。特に一一の論点について政党史の裏付けを必要とするのであるが紙面の都合もあり、本稿は専ら理論的分析的方法に拠り、之に基いて政党史を敘述することは次の機会に俟ち度い。<sup>(51)</sup>

## 第一章 註

(1) 第二章一三六頁以下参看。尚、拙稿「政黨の所謂公的性格」(「高松経専論叢」二二卷一號)参看。

(2) E. E. Schattschneider は、政黨制度の性格を決定する要因の複雑なることを論じ、歴史、黨に対する忠誠の家族的繼承、地理、經濟的社会的組織、人口、文化的要因、政治技術、其他と共に、最も重要なものとして憲法制度を數へ、合衆國憲法と政黨との關聯を略説して「政黨は譬へて見れば活氣ある支配衝動をもつ合衆國政治の河流の如く、又、憲法は之に對する河床の如くであつて、堅固な陸地の型狀によつて河流が形造られる訳である。結局、河流は風景を変化させるのであるけれども、河流は要するに陸地の囚はれ人たるにすぎない。だから、それを通して政黨が活動する所の制度を無視して、宛も憲法の存しない場で政黨が機能して居るかの如く取扱ふならば、その研究は得る所がないであらう。しかも從來の政黨研究はかくの如きものがあつたのである!」と歎して居る。Party Government, 1942, pp. 122-128

(3) 一國の政黨のかくの如き個性的特色を時に關係づけて記述するのは、政黨史の任務である。Bergstrasser は如何なる政黨も一面に於ては歴史の所産なる事を説いてゐる。L. Bergstrasser, Geschichte der politischen Parteien 1921, S. 7.  
(4) 例へば政黨組織に著目して中央集權の政黨と地方分權の政黨とを區別し、或は、政黨規律に注目して軍隊的政黨と俱樂部的政黨とを對比するが如き之である。合衆國政黨は地方分權の政黨であると言ひ、或はフランス政黨が俱樂部的政黨であると言ふのはこの意味である。

(5) 例へば現存秩序に對する態度によつて、保守黨と自由黨(進歩黨)とを區別し、民主自由黨は保守黨であり社會黨は自由黨であると論ずる如き之である。

(6) 従来政黨分立論として論ぜられた所は、率ね以上の意味に於ける分立型であつて、政黨型ではない。然るに従来この點について学説の混乱が存したのであつて、二黨制多黨制の問題は政黨型に關するにも拘らず、之を分立型として取扱ふものが多かつたのである。例へば、佐藤升次郎「政治学」四二頁以下。この點については本論文一〇五頁以下參看。

(7) この政黨型として、二黨制的政黨及び多黨制的政黨と並べて、独裁政黨を論ずるもの(例へば Arthur N. Holcombe, art. 'Party', Theory, in Seligman's Encyclopaedia of the Social Sciences, vol. 11.)乃至、自由政黨と独裁政黨とを政黨型を認めるもの(例へば蠟山政道「政黨の研究」)があるけれども、別の機会にも触れた通り(前掲拙稿)政黨概念は議會制度を前提として構成せらるべきものであるから、何れも不適當な所論と思はれる。

(8) E. E. Schattschneider は「実際に於て二黨制とは次のことを意味する。即ち大政黨が二つに限り、兩者は時としては政權に分ちあつかるけれども、通常は何れか一方が政權を掌握するものであつて、小政黨は永久に第三の大政黨たることの出來ないものである」と述べて居る。前掲書六八頁。又、Harold F. Gosnell は「二黨制とは、政府を統制し得る可能性をもつ政黨が通例二つに限るやうな政黨制度 Party System であると定義すべき」と言ひ、(Democracy, 1948, p. 240), Arthur N. Holcombe も二黨制を定義して「二大政黨が公正平等の條件で政權を争奪する制度」とあるとなし、多黨制は之に対して、「多數の政黨が政權を争ふが、通常その何れも單獨では政府を統制することを期待し得ない如き制度」であると述べて居る。(前掲辞典五九一頁)。

(9) Party System の語は統治の制度として政黨の認められる場合に用ゐられる時と、政黨現象自体に關する制度の意味に用ゐられる時とがある。第一の用例が普通であるが、第二の用例も散見する。(例へば前掲註(8)に於ける Gosnell 參看。)本稿では第二の意味に政黨制度の用語を用ゐた。但し蠟山政道氏は Party System を専ら第一の意味に解せられ、之に政黨制と云ふ訳語を充てゝ居られる。「政黨の研究」二五頁。

(10) ニューヨーク、キヤルフォルニア等十八州に於ては、公職候補者の指名方法について予選會制度 Primary System を法

定して居る。現在はその内容に多少修補すべき點があるが予選會制度の詳細については、*The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. CVI, No. 195, (Mar. 1923) *The Direct Primary*, 參看。

(11) 本稿 第三章參看。

(12) 註 (9)

(13) 本稿一〇五頁以下參看

(14) A. L. Lowell, *Public Opinion in War and Peace*, 1925, p. 175, 尚 E. M. Salt, *American Parties and Elections*, 3rd ed. 1942, p. 218, 參看。

(15) Hermann Savelkoulis は英國二大政黨の分裂の事例をあげた後「然し二大政黨主義といふのは、二政黨のみしか存在しないことを意味するものではなく、一政黨が單獨で下院の多数を占め、内閣を組織し、且つ主なる野黨たる第二の黨が再び多数黨となり得る見込のある程強大であると云ふことを意味するのである」と述べて居る。H. Savelkoulis, *Das englische Kabinetsystem*, 1934, 國政研究会編、一一九頁。

(16) C. E. Merriam は「根本的に政黨の活動過程は様々の利益が自己の要求を明かにしてその遂行を圖る過程である。……従つてすべての集團、すべての階級がそこに（立法部及び行政部——田藤）代表を出さんとして争ふのは、彼等の利益を護り又は之を増進せんがためである。商業、労働、農業、すべては政黨を通して政治を統制せんと努めるのである」と述べて居る（C. E. Merriam, *The American Party System*, 1922, p. 383, p. 390, Ernest Barker, *Britain and the British People*, 1942, は社会と國家を結ぶ環であり、橋であり、水路である」と云々 Ernest Barker, *Britain and the British People*, 1942, 木下訳四四頁）尚、永井享「日本政黨論」昭和二年、はこの立場に立ち歐米政黨との比較に於て日本政黨を分析論評したすべからざる著作であるが、從來不当にも閑却せられて居たのに鑑み特に附言する。

(17) E. E. Schattschneider, op. cit. p. 68, 又 G. D. H. Cole, 夫妻は、英國二黨制の円滑なる運営を妨害したアイルランド



國民黨と大戦前の労働黨について論じ彼等は何れも政府に対する賛否の態度によつて政治に影響を與へたものではあるけれども、自ら政權を担当し得る程に有力なものではなかつたから、実は眞の政黨ではなかつたと述べて居る。G. D. H. and Margaret Cole, *A Guide to Modern Politics*, 1924, p. 316, 尙、この點をひきつは Pareto を政黨を二分しつゝ、統治の意思ある政黨とその意思なき政黨とを區別し、その兩者の全く異なることを指摘して居るのが想起される。

- (19) J. Bryce, *The American Commonwealth*, rev. ed., 1912, pp. 21—52, A. L. Lowell, op. cit. p. 194, p. 198, P. H. Odegard and E. A. Helms, *American Politics*, 1938, p. 2 pp. 129 ff., A. N. Holcombe, *Political Parties of To-day*, 2nd ed., 1925, p. 344, 等。Odegard and Helms は、合衆國政黨が政策に重點を置き得なうのは専ら權力分立制のためであると論じて居る。

- (20) A. M. Schlesinger, *The New Viewpoints in American History*, 1922, pp. 286f., P. O. Ray, *An Introduction to Political Parties and Practical Politics*, rev. ed., 1917, Ch. III, Odegard and Helms, op. cit. pp. 121—123, C. E. Merriam, op. cit. pp. 218—219, E. M. Sait, op. cit. pp. 302—304, p. 191, A. N. Holcombe, *the Political Parties of To-day*, 2nd. ed., 1925, pp. 342—343, 等。Holcombe はかゝる小政黨の提示した政策問題が輿論の支持を得た場合には、政黨分野の再編成が行はれるか (Free Soilers の奴隸制擴張反対) 又は、大政黨によつて盗用せられるに至る (禁酒、婦選、聯邦上院議員の直接選挙、直接予選、聯邦所得税など) 事實をあげて居る。

- (21) H. Savelkoults は「二大政黨主義は靜態的な主義ではなく、動的な原則である。この主義は絶えずおびやかされ、たえず戦ひとり、擁護されねばならないものである。政治的個人主義と云ふ遠心的な力は常に個々のグループを外に投げとばすが強力な自然力がこれらを再び徐々にしつかりと組み合はせるのである」と論じて、英國「二大政黨制度の沿革」を例に引つて居る。前掲書一二二頁。尙 H. F. Gosnell, op. cit. p. 240 參看。

- (22) W. B. Weeden, *War Government, Federal and State*, 1861—1865, 1906, pp. 15ff., pp. 36ff. 參看

(23) G. M. Trevelyan, *The Two-Party System in English Political History*, 1926

(24) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922. 参看。

(25) 前掲註(20) 参看。

(26) W. B. Hesseltine, *The Rise and Fall of Third Parties*, 1918, pp. 94-96.

(27) Odegard and Helms, op. cit. p. 137 以下の事実を述べて居る。

(28) C. E. Merriam, op. cit. p. 405, 又 H. Laski も、「アメリカの政黨は英國流の意味での統一体ではない。利害關係のともすれば離れ易い緩かな結合で、その各自が權力を賭けて動くのである。従つて、それが熱中するのは反對黨との抗争ばかりではない。黨派内部の黨派と闘ふことにも熱心なのだ。このやうな朋黨相せめぐことに對して代償を支拂はない。濟む自信のある大統領は一人もない」と論じ、進んで大統領と議會との關係がフランス政府と下院との關係に類似することを述べて居る。H. Laski, *The American Presidency*, 1940, 尾住訳二二頁以下。

(28) 例へば E. E. Schattschneider は、この現象を大層次のやうに説明して居る。即ち、大政黨が選舉戦で勝つためには、社會に存する様々の利益集團によつて支持せられることが必要であつて、たゞ一つの或は限られた少數の利益集團と排他的に結びつくことは危険である。かくて大政黨はその弛い棒の中に様々の要素を集合包含するものとならざるを得ないのであつて左派から右派に至る実に多種多様の傾向が含まれることとなる。されば、大政黨内部の一分派は必然的に他の大政黨内部に之に對應する分派をもつて居る訳であつて、この事實は次の三つの結果を生ずる。その一は、大政黨は輿論の変化に敏感であつて、之と共に自由に動き得る。即ち、ある時は黨内急進派が主流となり、又他の時は保守派が主導權を握るといつた具合である。その二は、議會の議決が政黨区分を横切つて行はれることである。その三は、かくの如く大政黨の立法統制力が弱いといふ事は、他面から言へば政黨規律が弛緩せることを示すものである。E. E. Schattschneider, op. cit. pp. 85-91, 又 C. E. Merriam は、「政黨内部の分派の対立が、特定の政策について、政黨間の対立よりも遙かに尖锐

であるといった事態があり得るし事実屢々あつたのである。それぞれの政黨の進歩派同士と反動派同士との間には、同一政黨内部の進歩派反動派間よりも一層緊密な結合のきづながある」と論じ、「大陸の多黨制の下に於ては、種々の分派の勢力が現はれて来た場合に、それぞれのグループは、選挙の後に至つて妥協讓歩を行ふのであるが、合衆國では、それが大分部指名の際又は選挙そのものに於て行はれるのである。(中略)だから、相対立する利害が、政黨組織と黨名とを乗取るために、絶えず闘争しつゞけることは避けられな」と述べて居る。C.E. Merriam, op. cit. pp. 214-215, 誠に彼の指摘する如く、諸グループ間の妥協と取引とは政黨全國大会に於ける大統領候補者指名投票の際に行はれるが、それは非常に微妙な手の込んだものである。一例として一九四〇年共和黨大会に於ける投票の推移は次の通りであつた。

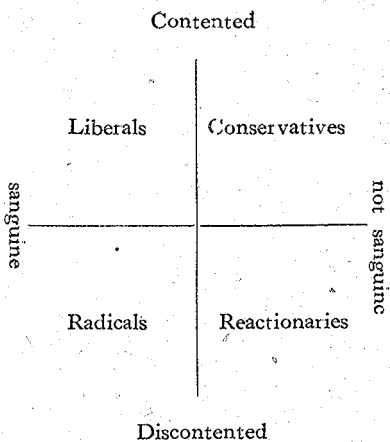
候補者名	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
デューイー	三六〇	三三八	三一五	二五〇	五七	八
タフト	一一九	二〇三	二一一	二五四	三七七	三一一
ウイルキー	一〇五	一七一	二五九	三〇六	四二九	六五九

(家永正章「米國大統領」一九四六年、三九頁以下参看。)

Triebel は或る候補者が予選に於て本選挙に於ける八倍の投票を得た実例をあげて居るが、(予選得票二十二万、本選得票二万八千票)この事は合衆國政黨内部に分派の存在する事実によつてその原因の一半を説明し得る。H. Triebel, Die Staatsverfassung und die politischen Parteien, 1928, 美議訳書一三頁。其他 W. Anderson, American Government, 1938, pp. 420 ff. A. M. Schlesinger, op. cit. pp. 271-284, A. L. Lowell, op. cit. p. 192, E. M. Sait,

- op. cit. p. 259, H. Laski, op. cit. p. 113, A. Siegfried, *America comes of Age*, 1927, Ch. XVIII, MacMahon, art. "Political Parties", sec. United States, in Seligman's *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 11, p. 5971. 等皆然りである。Hesseltine, op. cit. p. 94 はかくの如き合衆國大政黨内部の分派の存在につき、その理由として合衆國の廣大な國土をもびて居る。H. Laski, op. cit. pp. 161-162 も之を合衆國の地域主義に歸して居る。
- (29) H. Savelskouls. 剪掲書一一三頁。
- (30) F. H. Underhill, art. "Political Parties" sec. "Canada", in Seligman's *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 11.
- (31) R. M. MacIver, *The modern State*, 1928, p. 415.
- (32) E. E. Schattschneider は候補者指名權の所在と黨指導權の所在とは一致することを指摘し、一八三六年 Whigs 黨が三人の候補者を立てた例をひいて、かくの如く政黨が一人の候補者を黨員に強制することができなかつたのは、それが既に單一の政黨ではなくして三政黨に分裂したことを示すものだと論じて居る。E. E. Schattschneider, op. cit. pp. 101-102.
- (33) 政黨理論はそれ自身更に政黨理論史と政黨理論とに分れる。
- (34) 政黨史としては、個別的政黨史（日本共產黨史、合衆國共和黨史）、各國政黨史（英國政黨史、フランス政黨史）の外、分立型についての政黨史（日本無産政黨史、世界無産政黨史）の如きものも成立し得るのでないかと思はれる。
- (35) 政黨政策はそれ自身更に政黨政策史と政黨政策とに區別せられる。後者は政治的手段と法的手段（憲法、選挙法、官吏法、政黨法等）とがある。
- (36) R. M. MacIver, op. cit. p. 410, 參看 A. I. Lovell は「屢々記述される政治的集團化は、一方に於ては自由乃至進歩を最も高く評價する人々と、他方に於て秩序の方を一層重んずる人々との区分であるが、この区分は論理的ではない。蓋

し類廢せる專制に対する革命の起る場合にこそ、一方に自由と進歩への欲求、他方に既成秩序の防衛への欲求が現はれるにせよ、通常の狀況に於てはかゝる対立は存在しない。自由と進歩への扉が開かれるのは、破壊的な叛乱によつてであるのは事實であるが、それらが維持せられ繁榮するのは秩序ある社会に於てのみである。(中略)更にこれらの区分に基く政治的対立は永續する見込はない」と述べて、之に代る分立型として、現秩序に満足せるや否や、及び進歩に關して樂観的なりや否や、の二標準をあげ、その組合せによつて四種の態度を區別しそれ／＼に政黨を配列して居る。(A.L. Lowe, II, op. cit. pp. 271ff.) 即ち次圖の如くである。



(37) 元來、最初の政黨の發生は封建的專制的秩序に対する市民階級の反抗運動として生じた。R.M. MacIver op. cit.

pp. 400-401, L. Bergstrasser, Geschichte der politischen Parteien, 1921, S. 2,

(38) 岡義武教授「近代歐洲政治史(一―四)」(昭和十五年度講義案)二八二頁。C.L. Becker, Modern Democracy, 194

- (35) A.L. Lowell は前述の如き基準を(註(36))自由黨、急進黨、反動黨、保守黨に四分し、又、F. Roehmer は「人間精神の生命的段階」即ち少年、青年、壯年、老年のそれぞれの内的な精神感情に対応して、急進黨、自由黨、保守黨、憲制黨の四分立型を認め、之を以て基本政黨 Grundparteien と稱して居る事は周知の通りである。F. Roehmer, *Lehre von den Politischen Parteien*, 1844, 又、F. J. Stahl は革命主義の政黨と正統主義の政黨とを區別し、前者を再分して、自由黨、民主黨、社會黨乃至共產黨と区分する(註(37))。F. J. Stahl, *Die gegenwaertigen Parteien in Staat und Kirche*, 1863
- (40) F. F. Blachly and M. E. Catman, *Introduction to Comparative Government*, 1938, pp. 207-208,
- (41) L. Rogers, art. "Political Parties", sec. "France", in *Seligman's Encyclopedia of the Social Sciences*, vol. 11, p. 612, G. D. H. and Margaret Cole, op. cit. p. 126, 等
- (42) かくる一般的法則については従来も屢々言及せられ來つた所である。例へば、F. Roehmer は、前述四の基本政黨の中自由黨と保守黨は協力可能であるが、急進黨と反動黨とは協力し得ぬことを論じ(F. Roehmer, op. cit.) 又、A. L. Lowell も社會人心の変化は、反動から自由へ又は急進から保守へと進むが如く前掲圖表に於て(註(36))斜めに横切つて変化することはなると論じて居る。(A. L. Lowell, op. cit. pp. 280-281)
- (43) 同様の現象は保守黨乃至進歩黨自体についても見られる。例へば進歩黨が急進化すれば(進歩黨が黨内の急進分子に指導されるならば)保守黨は必ずや反動化するに至るであらう(保守黨内部の反動派が黨主導権を掌握する) A. M. Schlesinger, op. cit. pp. 278-279. 參看。
- (44) 例へば Walpole 時代の Whigs は強力な反對黨を欠つたので、黨内の Walpole 派と反 Walpole 派("Parties" Whigs)の二派を生じ、又、その七十年後 Whigs が極端に弱体化したときは Tories 内部で Pittites と Addingtonians の二派を生じ、何れの場合にも "Pseudo" two-party system が行はれたのである。G. M. Trevelyan, op. cit. p. 18,

(45) W. Anderson は政黨分立の基礎に関する學說として三種をあげ、經濟的考慮に基づくもの (Madison, Holcombe) 他  
の環境的要素に基づくもの (Merriam and Gosnell) と並び「個人の内的氣質に基づくもの」(A. L. Lowell) の  
四分説を論じて居る。W. Anderson, op. cit. pp. 413-417.

(46) 佐藤井次郎博士「政治学」四三〇頁。

(47) 既にRoehmer がその論する四政黨の分立を基本政黨 Grundparteien と名づけて居ることからもこの事が察せられる。

又 Macaulay は「實際にこの当時明確になつたこの區別は、ある意味に於ては、常に存在し、又常に存在すべきものである。蓋し、この區別の根據は氣質、知力、利害等の相異にあり、かゝる差異はすべての社会に存在し、人間の心が習慣の  
魅力と新しいものもつ魅力とによつて相反する方向に惹かれる限りに於て、常に存在するからである」(國點口譯)と述べて、  
保守主義者と進歩主義者の対立を論じて居る。即ち彼の述べて居るのは「英國二大政黨の分立を説明すべき基準として、  
この一般の原理にいつてもいつても、英國二大政黨そのものの叙述とはなす。T. B. Macaulay, 'The History of England, 1849, vol. 1, p. 97, 中村訳上巻一二頁以下。T. Jefferson, 'Lafayette 宛書簡' (C. A. Beard, Economic Origins of Jeffersonian Democracy, 1915, note, pp. 420-421, 以下) H. Hallam, Constitutional History of England, 8th ed. 1855, vol. III, pp. 199-200, W. E. H. Lecky, History of England in the 18th Century, vol. 1, pp. 513f. 等何れも然り。保守と進歩の対立が分立型である事を最も明瞭に指摘したのは R. M. MacIver である。即ち彼は「特殊の環境に基く変態現象を除けば二黨制の下に於ても、多黨制の下に於ても、單一の線で区分されるのが普通である事を示さう。この事實は政黨の対的又は対蹠の性格を示すものである。それはすべての人間活動に於て現はれる選擇肢が政治的な形をとつたものである。(中略)それは(保守と進歩の二傾向)は環境と訓練とに依存する所が多い。富と家柄と特權とが保守を生ずる事は明かであり、貧困と機會の欠乏とがその反対を促進する。優越の意識は人を保守的にし、可能的優越の意識は人をラディカルにする。(中略)急進派は社会條件の批判者であり、保守派は社会理論の批判者である」と述べて居る。

る。(園點田藤) R. M. MacIver, op. cit. pp. 406-407.

- (48) E. E. Schattschneider はこの點を強調すると共に E. Burke 流の政策中心の政黨綱を攻撃して、「この問題は一部の論者によつて我慢ならぬ程に混乱せしめられて來た。所で彼等の論じて居るのは実は政黨ではないのだ。それは、せいぜい、特定の原則に同意しその一致が少くとも自發的になされた後に至つて始めて權力のことについて考へはじめると云つた様な純粹に想像的な人々の集團たるにすぎないのだ」と嘲笑して居る。E. E. Schattschneider, op. cit. p. 92. 尚 E. Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, (ed. by Selby) p. 81 參看。

(49) E. Barker, op. cit. 前掲邦訳四〇頁。

- (50) J. C. Charlesworth は空襲で破壊された英國會議事堂の再建を論ずる一九四三年に於ける W. Churchill の言葉を引つて居る。曰く「我々が建物を造り、それから建物は我々を形造る。新しい議事堂の議場の形は長方形でなければならぬ。半円形であつてはならぬ。ここに我國の政治生活に影響する潜在的な要因があるのだ。政治理論家好みの半円形の議場に於ては、すべての政治家及びその團體は天氣の変るのに應じていろ／＼の色の上衣を着て中心を繞つて移動することができなのだ。……所が政黨制度にとつては長方形が甚だ都合がよい。といふのは、議場を横切る行爲は(與黨から野黨へ又はその逆に)重大な考慮を要求するものであるからだ」。しかし J. C. Charlesworth は之を以て英國二黨制の原因の説明として引つて居るのであつて、その意味では的外れと云ふ外はなほ。J. C. Charlesworth, 'Is our Two-Party System "Natural"?' in *Annals of the American Academy of Political and Social Science* 1948, Sept. p. 8

- (51) 本稿は、昭和二四年秋から二五年にかけての筆者の内地研究の報告である。いつもながら御懇切な御指導を賜つた宮沢先生に厚く御禮申上る。又、鈴木安藏氏にも屢々貴重な御示唆をいたした。



## 第二章 原因

一、一國の政党現象はそれぞれ個性的特色をもつけけれども、之を相互に比較してその類似共通のものに着目し之を抽象して政党型を構成し得ることは前述の如くであるが、二党制的政党多党制的政党はその最も重要なものに属する。即ち、ある國は二党制であり、他の國は多党制である。のみならず、一般に政党制度特に二党制は、二十世紀この方之を維持することが困難になりつゝあるとも言われる。<sup>(1)</sup>斯の如く、各國の二党制乃至多党制を社会的に又歴史的に條件づけて居るものを、われわれはこゝに「原因」と称する。しかるとき、その原因は、各國の二党制乃至多党制について必ずしも同一のものではない。むしろ、各國の政党現象が多様な個性をもつだけ、それだけその原因にも社会的歴史的個別性がある筈である。英國二党制と合衆國二党制とは互に異つた特色をもつ二つのものであり、又フランス多党制とドイツ多党制とは互に異つて居る。かくて英國二党制の原因と合衆國二党制の原因とは、それぞれ異つて居るであらう。しかしながら、英國と合衆國と○二つの異つた政党制度を、われわれが等しく二党制として概括し得る限りに於て、兩國の政党制度を條件づけて居るものにも共通の論理が存在すると考へられる。かくして我々は、英國二党制の原因乃至合衆國二党制の原因についてのみならず、之と並んで一般に「二党制の原因」についても語り得る訳である。

二党制多党制の「原因」に関して、われわれは之を因果的原因と解するのであるが、之に対して之を目的論的原因と考へるものがある。J.C.Charlesworth は「合衆國に於ける永続的な二党制の原因は、實際的な愛國的指導者達が次の事実を認識して居ることにある。即ち垂直並に永平の聯立的要素(権力分立制及び聯邦制をさす—田藤)によつて構成せられる合衆國立憲政治が円滑に運営されるためには、國內のあらゆる利害を充分に代表する種々様々

の人より成る訓練された集團を必要とするといふ事である。かゝる分立は（二党制をさす―田藤）経済的階層や心理的対立や偶然的な小選挙区制の機構や中央集権対地方分権や其他すべての外部的偶然的原因によつて生ずるものではない。二党制は、共和政治の運営には二党制が最善の道であると痛感し來つた人々の意思的行爲の結果なのである」と述べて居る。<sup>(3)</sup>又、H. Savilekous は、英國二党制の原因についての從來の諸説をあげ、「二大政党主義はこれらの『自然』の理由より説明し得ないことは、その歴史を概観するとき明かに了解されるところである」と述べて、英國二党制の沿革を敘述し、「二大政党主義は靜態的な主義ではなく、動的な原則である。この主義は絶えずおびやかされ、たえず戦ひとり、擁護されねばならないものである」と論じて、英國二党制が一定の外的原因の必然的結果として自然に生ずると考へる事の誤なることを主張し、むしろ強力内閣形成の必然的前提として英國人が二党制を選択し之に固執することを述べて居る。即ち曰く「或る國民が権力主義、正しく言へば指導者思想にとらえられること強く、ためにこの思想が議會をさへとらへて服従せしむるならば、そのとき二大政党主義は自然且つ必然的に生ずる。蓋し、二大政党主義は中心的任務たる組閣には理想的に適して居るからである。」「英國人は幾代もかゝつて二大政党主義を作りあげ、絶えず革新し來つたのである。何となれば、それは單一政党内閣制度の必須の前提条件だからである。英國の内閣制度は、偶然的な二大政党制度の結果ではなく、英國人は内閣制度を欲するが故に二大政党制度を樹立したのである」と。<sup>(4)</sup>この H. Savilekous の所説は特に有力であり尤もらしく思はれる。蓋し、後に二党制多党制の効果として論ずるやうに、政党の機能を社会代表（政策提示）と政權担当（政策遂行）とに区分するならば、前者は多党制を要求し、後者は二党制を好都合とするからである。然し乍ら彼の所説は決して妥当なものであるとは謂ひ得ない。先づ彼の論ずる所は、強力なる内閣形成の必須の前提として英國人が二党制を選択し固執したとなすのであるが、かゝる意味の「強力なる内閣」とは與党対野党の分立型と結合した同

質的な単独政党内閣に外ならぬ。従つてかくの如き内閣制は實は英國二党制と表裏の關係にたつものであつて歴史的にはWalpoleの施政(1721—42)を通じて樹立せられた所である。<sup>(5)</sup>従つて強力なる内閣制を欲するが故に二党制を選択したと論ずるのは、實はタウトロギーであつて何事をも説明するものではない。人は更にその理由を正当に問ひ得る訳である。かくて二党制の原因を目的論的に論ずる所説は、問題を一應回避したにとゞまり、之を解決するものではないと言へよう。<sup>(6)</sup>

二、次に二党制多党制の原因に関する主要な学説を概観する。之等の学説は、一般的に二党制多党制の原因を論ずるものは稀であり、多くは、特定國家の政党現象につき之を歴史的に説明する方法をとつてをり、しかも、それらに於て列挙される様々の原因も頗る多岐複雑であつて、之等の学説を論理的に整然と分類することは甚だ困難である。<sup>(7)</sup>然し乍ら本稿冒頭に於て述べた如く、政党現象は、その基盤をなす社会そのものによつて制約されると同時に、その活動の舞台たる國家の政治制度によつて影響せられる所が大きいのであつて、学説の傾向も率ねこの二つの方向に區別することが出来る。勿論、一方のみを説いて他方には全く触れないものは稀であつて、要するに何れの要素に重点を置くかの差異にすぎない。しかるときは、二党制多党制の原因に関する学説は之を分類して、(一)社会的經濟的地盤に重点を置くもの、(二)憲法、選挙法其他の政治制度に重点を置くもの、(三)其他のもの、とすることが出来る。

#### (一) 社会的經濟的地盤に重点を置くもの

この種の所説によれば、英米等の二党制諸國に於ては、社会的經濟的乃至政治的秩序の根柢についての政治闘争が存在せず、政党対立の基礎は専らその時々々の具体的政治問題に対する政策の差異にある。然るに歐洲大陸の多党制の諸國に於ては、社会の根本的秩序についての政治闘争が激烈であり、且つ政党対立は宗教、民族、政治的信條、

階級、地方的利害等の深く根ざした傳統を基礎として居るのである。前者に二党制が見られ、後者に多党制の見えるのは、要するに、以上の如き社会的地整の同質性の有無にあるとなすのである。英米等の二党制の原因として、政治的妥協乃至讓歩の慣行を指摘し、或は、之等の國に於ける自治の傳統の結果としての、實際的知慧乃至政治的成熟に論及し、英米人が望みのない新奇な論点のために投票を無益に費すことを躊躇する事實を論ずるなどは、何れも右と同一の趣旨をさまざまの面から論じたものと言へよう。

二三の例をあげれば、先づ Orth and Cushman は合衆國二党制の原因を論じ、同國の政治制度が二党制の母國たる英國を範とした事、及び習慣乃至傳統の力をあげると共に次の様に述べて居る。即ち政党制度は英米に於ては此等の國が著しく政治的成熟を遂げてから後に發展した爲に、基本的な政治形式及び基礎について國內に一般の一致が存在し、又信教と教会の地位とが政治問題とならなかつた事實が見られる他、「長期に亘る自治の傳統の結果、妥協の術と多数者の支配に平穩に服従する必要とを學んだ。要するに、終に南北戦で決着するに至つた奴隸問題を除けば、多くの者が『非調和者』として永続的小政党を形成するやうな問題は殆んどなく、まして斯様な問題にして永続的なものは全然存在しなかつたのである……（中略）二党制を可能ならしめたのは結局この妥協と調整の精神である」と論じて居る。<sup>(8)</sup> A.L. Lowell は英米の二党制について「その原因は此等の國の政治が實際的な性格をもつ事、一内閣を支持し又は大統領を選挙するために團結する必要あること、及び自治に習熟した國民には特に強きものであるが單なる反抗として望みのない少数党に投票することは無駄だといふ感情、この三者にある」と述べ、又、フランス多党制の原因としては、フランス人の政治的見解が理論的にすぎる事、之に加へて自治の訓練に乏しく又地方間に同情を欠く結果フランス人は容易に政治的組織を作らぬ事、下院議員選挙法、議院の委員会制度、及び質問の制度を列挙すると共に、<sup>(10)</sup> 政治的一致の欠けて居る点をあげて次の如く論じて居る。「かくの如き

一致（政府の基礎及び形式についての一般の了解—円藤）は、すべての政治的権威すべての法律及び秩序の基礎であつて、之が眞面目に疑問とされることあらば政府の地位は動搖すべく、又之が一度破壊されたら國家は無政府に陥る。（中略）更に、かゝるコンセンサスは人工的に造出することは出来ず、徐々の發達及び長期の傳統の結果たることを注意せねばならぬ。（中略）大革命につゞく諸政府は、このコンセンサスの基礎を据ゑるだけ永續したものはなく、従つて意見の發達が妨げられた結果、漸く近年に至つて國民が全体として一つの政治的的信條を持ち得たにとゞまるのである<sup>(11)</sup>。次に F.A.Ogg もフランス多党制の原因を論じて、フランス人の理論偏重及び個人主義、選挙人と代議士との特に密接な關係が党所屬の事実輕の視、党規律の弛緩を生ずること、内閣に解散権なきこと、質問の制度、と共に秩序の根柢についての不一致をあげて、「普通のその時々<sup>(12)</sup>の時事問題についてのみならず、例へば、教會と國家との關係、地域代表と職能代表の優劣、地方主義と中央集權、王政復古の可否、近代社会に於ける國家の役割如何、といふやうな根本にかゝるはる事柄について、個人といはず國体といはず、互に最もかけはなれた非調和的な立場をとる次第である。これらの問題たるや、右と左との何れかに決着せしめ得るやうな單純なものではないのだ。もし左様な單純なものであつたならば、相對抗する二組の政治的要素の群は次第に振り捌かれて、やがて二大政党に落着いてゆくのが期待されるはずなのだが……」と述べて居る。最後に、フランスの歴史家 Ch. Seignobos もこの点を最も重視するのであつて、次の如く論ずるのである。「二大政党間の政權交替（ある学者が之を以て議會制の不可欠の條件だと言つて居るこのシーソーゲーム）は、英米に見られる如くにはフランスには存しないし、又決して過去に於てもあり得なかつたのだ、その理由は簡單である。もし共和制反対の右翼がひとたび政權を握つたら一八五一年の突例の如く、独裁制を樹立し議會制を廢止せんとする欲望があまりにも強烈であらう。選挙民は、保守派のかゝる傾向を熟知して居るから、彼等の掌中に國政を委ねる危険を冒すことは絶対にな

ものだ。だから選挙民は、現に政権にある共和派に不満であれば、他の共和派に投票するのである。かくて、共和派の新しい一派が、次から次へと絶えず形成されてゆくと同時に、旧來の共和派が崩壊してゆくといふ次第である<sup>(13)</sup>」。

(二) 政治制度に重点を置くもの

二党制多党制の原因に關して社会的經濟的地盤に重点を置く所説が、いはゞ政党の社会代表の機能を重視するの對し、この種の論者が政党の活動舞台たる政治制度の面に重点を置くのは、政党の國政担当の機能を重視するものであると云へよう。彼等の論ずる所は、例へば二党制の諸國に於て、實質的に見れば幾多小政党の群立に比すべき事態が見られるにせよ（而してこの現象は近代國家に於ては必然の現象である、）その國の政治制度は之等の多數の政治集團を強要して二大陣營に集結せしめずにはおかぬ、蓋し、然らざれば、彼等の政治參與は結局無力となり無意義な地位に甘んじなければならなくなるからである、と説くものである。而して、一國の政党制度に對して斯の如き重大な影響力をもつ政治制度として彼等のあげる所は、聯邦制度、選挙制度、行政部と立法部との關係、下院に於ける委員会乃至質問の制度等に關する議院法、等である。

(1) 聯邦制度

A. N. Holcombe は合衆國の第三党不振の原因といふ見地から、同國の二党制を説明し、大統領選挙制度及び議員候補者乃至党大会代議員を選定する予選制度が小政党に對して甚しく不利に影響する事実と共に合衆國聯邦制度をあけて次のやうに述べて居る。「先づ先に指摘した如く、聯邦政治の憲法的基礎は、他の國に於ては政党指導者の注意を惹く如き多數の争点を、聯邦政府の権限から除外して居るのである<sup>(14)</sup>」。即ち彼は、歐洲大陸に於て屢々政党分立の基礎とせられて居る所の宗教、人種等に關する諸問題は合衆國に於ては聯邦政府の権限から除外せられて居る

るから、結局、政治問題の重点は課税権、州際通商並に貿易を統制する権限等の経済的諸問題に限られる点を指して居るのである。<sup>(15)</sup>

## (2) 選挙制度

次に大統領選挙制度乃至議員選挙制度を指摘するものは甚だ多い。例へば H.F. Gosnell は、一般に二党制の原因として社会構成の同質性と選挙民の寛容なる政治的態度をあげると共に、更に一層重要な原因として政治制度をあげ大統領選挙及び議員選挙に於ける小選挙区多数代表の制度、及び英國に於ける首相の下院解散権を論じて居る。即ち選挙制度について、小選挙区制度が第三党を著しく圧迫する事実につき一九二二年以降の英國自由党の非運を例示し、特に合衆國大統領選挙に於ける大統領選挙人制度の影響を指摘し、「合衆國に於ける大統領選挙人制度が二党制を強化するのは、全國の一般投票数の変化よりも一層大きな割合で選挙人の数が推移する事実による。第三党が選挙人の多数を獲得するが爲には、充分な数の州に於て選挙に勝たねばならず、又、下院を支配し得るがためには更に下院選挙区の過半数に於て多数を獲なければならないのだ」と論じて、一九一二年に於ける Th. Roosevelt の革新党の实例をあげて居る。然し乍ら、彼は多党制の原因を論ずる際にはむしろその社会的経済的條件を重視し名簿式比例代表の選挙制度を副次的原因として取扱ふにすぎない。蓋し「この制度は様々の異つた見解が議會に代表されるのを容易にはするけれども、それが多党制を生み出す決定的な原因と言へないのは、ドイツ及びスイスは一九一九年以前には小選挙区制乃至多数ブロック選挙制度であつたにも拘らずつと多党制であつた」からであると述べ、「相対立する宗教的團體、上層中産及び下層階級の尖鋭なる階級意識、鬭争的な民族意識、政治思想の対立等は、屢々諸國に於て政党の複雑化を激成した原因であつた」と言ふ。<sup>(16)</sup>之に對して、Odegard and Helms は合衆國二党制の原因を論じて大統領選挙制度と大統領議會会間の關係にあるとなし、前者についで「立法部乃至行政部

が小選挙区制によつて選挙される場合には、すべて二党制への強い傾向が見られる。大統領選挙人に対する選挙の場合の如く過半数を必要とする場合には、この傾向がもつと強化されるのは勿論である。多党制の下に於てさへ、特定の選挙区について見るならば選挙戦の争は二つの政党のみによつて戦はれることが稀ではない」と述べ之と異つた制度であつたとしたら或は別々の政党となつて現れたかもしれない様々の対立利害も、かくして一大統領を選ぶ目的のために團結せざるを得ないのである。誠に合衆國の大政党は、公職選挙のために結合した利害集團の一時的結合だと云へるかもしれない」と論じて居る。要するに彼は「政党組織の型態と精神とは、政党がその枠内で機能する事を余儀なくされて居る所の政治機構の如何によつて定まる所が大である」と考へるのである。又、彼はフランス多党制の原因として、その議員選挙制度(小選挙区制及びパロタージュ)をあげると共に、第二次投票に於て率ね左右の二党対立に近い状態となる事を指摘し、「第一次投票で別々の政党として出現する諸集團は、合衆國に於ける政党全國大会乃至予選大会で指名を争ふ党内諸分派に似て居ないことはない」と述べて居る。(18) 歐洲大陸の多党制の原因として、比例代表制度が少くとも非常に有力なる一要因である事は多数の學者の認める所である。

C.E. Merriam は歐洲多党制と密接に關聯する制度として、比例代表制と共に、議員候補者に住居要件のない事をあげて居る。(19) 英米に於ける小選挙区多数代表の選挙制度が如何にして二大政党対立の勢を助成するかについては、E.E. Schattschneider がその原理を詳細に分析して居る。(20) 之については別の機会に紹介した。(拙稿「二党制の原因としての選挙制度説」香川大学経済論叢二十二卷三号)

(3) 立法部と行政部との關係

Gosnell は英國二党制の原因として首相の下院解散権を教へて居る。即ち「この解散権が、政府党に対しては下院の自党議員に対する強い統制力を與へるものであり、又その議員に対しては謀叛を起したり新しい冒險を試みた



りする勇氣を挫かせるのである。蓋し、再選挙は煩しく又当選は不確実であるからである。英國に於ては、地盤の堅固でない選挙区で当選することは困難であり、従つて大政党に所属してその支援に頼ることは殆んど絶対の必要と言つてもよい。かくして、政府党は自党議員の分裂を阻止し得るものであるし、反対党も強く團結することが政権獲得の唯一の手段だといふ訳で黨員に對する規律が行届くといふ次第である」と述べて居る。<sup>(21)</sup> A. L. Lowell も第一次大戦中、合衆國に於て英國の如く政党聯合を必要としなかつた理由を説明して、権力分立制のために大統領は議會に依存しない事をのべ、「合衆國に於ては、大統領の所屬政党ならざる政党の仕事は大統領に反對することではない。その政党が議會兩院を支配して居る場合でさへも、その政党は大統領を辞任させることはおろかその任期を短縮することさへ出來ないのだ。大統領はその在任につき議會に依存しないので、英國下院に見られる様に黨團結力を之によつて強めることが出來ず、又、反対党も英國の如く一体として行動することが少いのであるから、政府にとつて大なる危険として厭ふに及ばない次第である。」と述べて、解散権と黨規律との關係を裏から論じて居る。<sup>(22)</sup> J. W. Davis は合衆國政党について「我々がそれから遁れんと試みる度に我々を二黨制に引き戻す不斷の傾向」として「合衆國憲法及び州憲法の規定によつて、(議院内閣制の場合と異り) 行政部が單一不可分とされて居る事實」を挙げて居る。即ち歐洲議院内閣制の場合には、各政党は議會で政府を支持する報償として閣僚の地位を要求し得るのだが「合衆國に於ては、同一人が二政党によつて指名され得るし又事実左様なこともあつたし、その二政党が同じ大統領選挙人名簿を支持するために團結することもあり得るし、而してその選挙人名簿は二党の双方から人選されて居る場合もあり得るのだが、しかし乍ら、結局に於て大統領選挙人が合同する場合に於ては唯一人の候補者に投票しなければならぬのである。然も特定の時に於て同一人が二つの異つた政党の指導的黨員たる事は、生理的な可能でないとしても精神的道徳的には不可能である。(中略)これが合衆國に於て政党聯合を實際上不

可能ならしめる原因である。(中略)理論は如何様にあらうとも、聯邦及び多くの州の政治に於て、與党は行政部を独占し、野党はもし之にとつて代らんとすれば聯合して一つの旗幟の下に進軍せねばならないこの事實が肝要の点である。たとへ例外ありとしてもそれは原則を証拠たてるものにはすぎない」と述べて居る。<sup>(23)</sup>更に MacMahon も「大統領職によつて生み出される求心力が、他の如何なる要因にも増して、この國の憲法起草者の予期した多党制の發達を妨害したのである。」「大統領制の反映は逆説的であつて、一方的ではそれは多党制を促した。蓋し行政部を形成し維持するための結合衝動から立法部を自由にしたからである。所が、この遠心力は次の事實によつて相殺されたのである。即ち、唯一人の候補者を選ぶ必要に當面して選挙民に開かれた選択肢は甚だしく狭いものであつた。さうでなければ別々の政党を作つたかも知れない周辺の団体もかくして二大政党の候補者中からより少なる惡を選出せざるを得なくなり、それが二党判の樹立を助けたのであつた」と述べ、更に二党制を促進するものとして、多数決制度を採用して居る場合には、権力を獲得し之を維持するために團結する必要が生ずることを論ずる。<sup>(24)</sup>

#### (4) 議院法

フランス多党制の原因として A.L. Lowell は前述の如く他の要因と共に議會に於ける委員会制度及び質問の制度をあげて居る。即ち、議院内閣制の英國に於ては、すべての重要議案につきその提出から採決に至るまでの責任をとるのは内閣であるが、フランスでは議案は秘密の委員会に付託せられ其責任に於て本會議に廻されるから、權威は内閣と委員会といふ二つのものに分割されることになり、その結果は内閣制を妨げることになるけれども政党及び議會政治の妨げにはならない。又、質問の制度 Interpellation は事實の真相を明かにして内閣を糾問し議院がその判決を下す訳であるが、事柄が重要なものであれば、内閣は辞任することがある。かくて朝には何等の危機もなく議院及び國民の信任を受けて居た内閣が夕方にならぬ中に、あまり重要でもない事柄について議院の投票の結

果その責を負つて辞職せざるを得なくなるといふ様な事が起る、と彼は述べて居る。<sup>(25)</sup>

### (三) 其他の所説

以上に於て二党制多党制の原因として、社会的經濟的地盤を重視するものと政治制度に重点を置くものについて述べた。後述の如く根本的態度としてこの二種類に属する所説が重要且つ正当であると思はれるけれども、尙この他にも様々の説明が行はれて居る。その一はその國の政治社会の傳統によつてその國の二党制乃至多党制を説明せんとするものである。例へば現代英國の著名な歴史家 Trevelyan は英國二党制の原因を論じて「國民の宗教生活に於ける二元性が反映して政治的二元性を生み出したのである」と云ひ、次の如く論じて居る。「非國教徒の公職資格制限が撤廢せられ且つ産業革命の結果社会的宗教的變化が生じたので、近代の英國政党に於ける教会派と非國教徒との差別は、たとひ無視できないまでも比較的輕微な要素となるに至つた、しかし乍ら、過去に關して言ふ限り、王政復古から十九世紀後半に至るまでの英國二大政党の継続性は、チャーチ教会とチャペル禮拜堂として一般に知られて居る宗教的儀式に於ける二党制度に負ふ所が大きい。その宗教的二元性は、キャットリアー騎士党の支配する議会在が、一六六二年祈禱方式統一法を通過させて以來始まつたといふか固定せられたものである。即ち永続的な二大政党が英國のすべての州や町にも見られ、明白な政治問題が忘れられ又は片付いてしまつた後までも、又、党綱領の重要な部分の持主が一党から他党へ移つたときさへも、二党の対立が依然として残つて居るといふ現象である。」即ち「二大政党の継続性はトリーと教会との不斷の關係、及びホイッグ貴族と新教の非國教徒の選挙民との不斷の關係に於て主として見出されるのである」と論じて居る。次に高橋清吾氏は「イギリス、アメリカ合衆國及び日本に於ては普通選挙施行以前に既に、二大政党の心理的基礎が横へられた」こと、「イギリス、アメリカ合衆國及び日本に於ては社会生活が複雑—殊に經濟的に—になる前に大体二大政党の基礎が横へられた」こと、「イギリス、アメリカ合衆國及

び日本の國民性は概して實際的且つ功利的である」こと、の三点をあげて居る。<sup>(27)</sup>

次に、官僚との關係に注意するものに今中次鷹教授がある。「英國では英國革命の過程に於て、全く官僚勢力が國外に追放せられて消滅し、その後完全に政党勢力のみによる立憲政治の確立が可能にせられたために二大政党主義の確立を見た……この國にも（米國—円藤）官僚が居なかつたので單純な二党主義が確立した。しかし大陸諸國はその歴史的社会的發達の複雑であつたから、かやうに單純な対立形式を示さなかつた。」<sup>(28)</sup>又、永井亨氏も多党制の原因として、階級的地盤、歴史的傳統の結果國民生活社会制度が複雑であり政治經濟組織の發達が屢々急激の變革に際会した事と共に、「官僚知識階級が貴族地主階級と共に政治上に甚だ強大であり、有産資本階級は英米二國の如くに經濟上に又従つて政治上に大なる勢力を有たなかつたその事が小党分立を余儀なくさせ又はそれを馴致させた一大原因となつたのであらう」と述べて居る。<sup>(29)</sup>

最後に、政治に対する理論的態度乃至個人主義を多党制特にフランスのその原因としてあげる者は甚だ多い。A.L.Lowellは「フランス人は理想を追求し彼の抱懐する完全な型の社会を実現せんと努め、現に可能なる範圍のものを實現するために理想の一部を断念するといふ事を好まない。かゝる傾向が、それ／＼別の理想をもち、大政党へと結合するのに必要な犠牲を拂ふことを辱しとしない多数の集團を生み出すのは当然である」と、述べ、又、Soltauも、知的鋭さが強固な信念を生み政治的熱狂者を生ずること、權威に服することを嫌ひ、團體の一員として自己の人格を没して匿名の一單位になることを好まぬこと、斯様な二つの氣質が政治に於けるフランス人の個人主義的態度を基礎づけて居ると述べて居る。<sup>(30)</sup>

三、以上、二党制多党制の原因に關する主要な学説を概観した。その際氣付く事は左の諸点である。その一は、これらの所説は論者の方方法的立場なり態度なりを反映して居る点である。政党本質論について観念的理想的立場を

とる者は、政策に重点を置いて政党を論じ、従つて政策発生の基盤たる社会の同質性を強調し二党制の政党が階級政党ならざる点を主張するが如き、之に対して、政党本質論について現実的立場をとる者は、政權獲得の面に重点を置いて鬭争団体として政党を論じ、従つて「政權」そのものの構造乃至機制によつて二党制或ひは多党制が生ずるとなす如き、何れも論者の基本的態度と關聯して居るのである。その二は、特に英米二党制の原因を論ずる者に見られるのは、二党制の優越の價値評價と結びついた所論の見られる事である。例へば、A.L. Lowell 其他に見られるやうに二党制の原因として英米國民の政治的成熟を論じ、又は、その實際的態度を自讃するなどこの類であらう。<sup>(32)</sup>その三は、既に注意したやうに、或は社会的經濟的地盤に重点を置き、或は政治制度を重視するけれども、その何れも他方の要因を全く無視するものは少ないのであつて、政党が社会を國家に代表する組織である以上、解決の基本的方向は誤つて居ないものと考へられる。しかしながら、彼等の示すさまざま「原因」が如何なる意味に於て又如何にして二党制なり多党制なりを生ぜしめるのであるか、についての具体的な分析に至つては甚だ曖昧なものが多く、單にさまざまのあり得べき「原因」をばらばらに羅列するにとどまるものが多いのである。<sup>(33)</sup>その四は、二党制多党制を政党型として把握することなく、之を分立型と混同して論ずることによつて學説の混乱は一層甚しくなつた。しかし本稿では之を峻別する立場から、この種の議論は學説から除外したことである。<sup>(34)</sup>その五は、問題は二党制多党制の原因であるにも拘らず、例へば二党制の原因と二党制の效果的に運営されるための社会的經濟的條件とが混同される學説の見られることである。<sup>(35)</sup>

四、二党制多党制の原因についてわれ／＼は如何に考へるべきか。これについてのわれ／＼の見解はほとつ次の通りである。

先づ注意すべきは、法的乃至政治的手段によつて、直接にある範圍の政党の発生又は存在乃至活動を制限し之に

彈圧を加へる場合に、二党制乃至多党制は如何なる影響を蒙るか、の問題である。フアンズム諸國家に於て「新政党結成禁止法」<sup>(36)</sup>其他の法的手段乃至実力的手段によつて他の政党を圧迫し一党独裁を樹立した事例は、所謂独裁政党は最早や政党ではないから之を除外する。ビスマルクは「社会民主主義彈圧法」(一八七八—一八九〇)によつて社会民主主義政党特に独逸社会民主党を峻烈に彈圧し、又、日本に於て無産政党が、治安警察法、治安維持法其他の取締法令によつて如何に彈圧せられ來たつたか、従つて無産政党の正常なる發達が如何に歪められてきたかは周知の事例に屬する。更に合衆國に於て小政党乃至特に社会主義政党が如何に激しく彈圧せられて居るかにつゞきは、Odegard and Helms, Hesselhne 其他の記、所ひある。例へば Odegard and Helms は之の如く次の如く論じて居る。「所謂急進派指導者に対する激しい彈圧、彼等の意見發表禁止、彼等の集会の強制的解散命令……社会主義政党及共產主義政党の非合法化、公共の救済を受ける失業者の選挙権剝奪、指名手続に関する法制を強化して政治的改革者を予選大会や党大会から実質的に閉め出すこと、彼等が新党運動にのり出すことを甚しく困難ならしめる事、」等々が合衆國に於て行はれる彈圧の手段であるが、かゝる「フアンスト類似のやり口」は決して最近に限つたことではなく、例へば、一九一九年ニューヨーク州議會は正当に選挙せられ当選した社会黨議員を除名した<sup>(37)</sup>が、その理由は「ニューヨーク州及び合衆國の最高の利益に対して断じて害のある政綱に基いて彼等が選出された」からと云ふ甚だ非民主的なものであつた。同年、聯邦下院に於ても、ウイスコンシン州選出の社会黨代議士 Victor Berger に対し同じ細工が用ゐられてゐる。……………「かくの如き立法の因果はめぐつて逆に大政党自体に及び、かくて大政党は新しい血液と思想とを欠くに至り、政党機関の例の支配の單なる道具になり下つてしまふことになるのだ」と痛論するのである。<sup>(38)</sup> Hesselhne は、合衆國に於て新党運動が当面する障害として、財政的障害と法的障害とを區別して居るが、後者によつて「多くの州に於て、二大政党が法律制度の中に

強く保証されて居る事實は、宛もソビエツト聯邦に於ける共產党の如きものがある。南部諸州に於ける黑人除外の予選会や投票税條項は悪名高きものである。一般にはそれらほど知られて居ないが、しかし実は一層重大なものは、他の諸州に於ける立候補手續の統制であつて、之によつて新党及び独立候補者は著しいハンディキャップをつけられるのである」と述べ、各州の立候補手續を概観して居る。<sup>(39)</sup>以上の如き、新政党の結成や特定範圍の政党の活動が圧迫乃至禁止されるとき、それはその國の政党分野に如何なる影響を與へるか。これによつて政党分立の現勢に相当の影響の見られることは言ふ迄もない。例へば左翼政党の彈圧によつて急進党を欠くに至り或は極右分子を彈圧することによつて反動党が存在しなくなるが如きそれである。しかし乍ら、政党の本質が社会を國家に代表することにありとすれば、その活動の源泉は社会そのものの利害の対立にある訳であるから、之を國家の側から代表せらるべき社会の範圍を一方的に限定することは本來誤りであると言はねばならない。更に元來、政党政治は封建的封鎖的階級支配に対して、全國民的基盤に立つといふ立憲主義的建前をも否定することゝならう。しかし問題は、かかる手段の可否ではなくて、その影響なのであるが、上述の如く政党分立の状況を左右することは認められるにしても、分立型と政党型とは勿論區別されねばならない。一國に政党の数が幾何存在するかといふのは、いはゞ政党の量の問題であるが、その國の政党が二党制的政党なりや多党制的政党なりやは、いはゞ政党の質の問題である。従つて以上の諸方策は二党制多党制の政党型には少くとも直接の影響はないものと思はれる。

例へば英國に於て、労働党が峻烈な彈圧を受けたと仮定すれば、急進分子は自由党に潜入して保守党と自由党の二党制が当分続いたであらうし、さうでない場合には現に見る如く、自由党が没落して保守党と労働党との二党制が出現する事になるのである。つまり二党制乃至多党制の原因が存続する限り、以上の如き諸方策は決して政党型を変化せしめるものではないのである。

然らば二党制乃至多党制の原因は何であるかを検討しなければならない。先述の如く政党の本質は社会を國家に代表する大衆の組織たることにある。こゝに社会とは所謂全体社会を意味し、歴史的には近代市民社会に外ならない。蓋し、「國家」と區別された意味での「社会」の成立は、資本主義社会の成立と時を同じくするものであつた。又、かゝる意味の社会が國家の政治に參與することが可能となつたのも近代に於ける市民革命によつてであつたからである。政党の歴史的發生をこの時期と考へる所以である。<sup>(40)</sup>第二に「國家」とは、かゝる意味の「社会」統制の機能を営む政治組織を意味する。勿論かゝる意味の政治組織全体に対して社会代表が認められるのではなくその國の政治制度の如何によつてその範圍も異りその重要性もまち／＼であるが、近代民主政治の理念から論ずれば、國家意思の生産に決定的に參與し得る地位でなければならぬ。概して言へば、立法部と行政部とがそれであつて、(司法部は職務の性質上、少くとも公式には社会代表の性格が否定せられざるを得ないのである)権力分立制に於ては立法部及び行政部を、議院内閣制に於ては立法部及びそれを通じて行政部を、それぞれ統制することが社会代表の目的とせられるのである。政党が議會制度を前提とする所以である。第三に、政党が社会を「代表する」といふのは、社会が決して同質的なものでない(利害上又思想上)事を前提として居る。蓋し、社会に何等の意味に於ても分裂乃至対立が存在しないとしたら、政党の存在理由はない筈である。元來、政党は屢々言はれる様に部分<sup>パルス</sup>を意味し、従つて必ず二個以上存在すべきものだからである。故に社会の同質性を強弁して独裁政党首領の眞の社会代表的性格を宣傳するが如きは、そも／＼政党概念と矛盾するものである。かくて政党は鬭争団体として理解されねばならない。こゝで特に注意を要するのは、十九世紀を通じて、代表せらるべき社会的基盤の範圍が法的に制限せられて居たのであつて、この制限選挙は十九世紀の諸國の政党制度の性格を決定する重要な意義をもつことは後に詳論する所である。尙、<sup>(42)</sup>「代表する」といふのは、選挙といふ機制を通じてであつて、選挙こそ社会と



國家とを結合するものであるから、政党は選挙と表裏一体の關係にある。私が曾て「選挙はいはゞ國家の面から機能的に見た政党であり、政党はいはゞ社會の面から制度的に見た選挙である」と述べたのも、この意味に於てとつた。政党の理解のために、選挙の制度乃至實際を充分に検討することが必要な所以である。第四に、政党が社會を國家に代表せんとする目的は、社會の様々の「立場」が自己の意思を國家の意思として社會統制を行はんが爲であつて、國家權力を獲得せんがために政党は激烈に鬭争するのである。この点は最も重要な論点であつて、すべての政党現象を支配する基本原理と言ふべき地位をもつ。例へば合衆國政党的の如きはこの点を無視しては全く理解し得ないであらう。

上に述べた如く、政党は社會に存在する様々の立場が、選挙を通じて國家權力を獲得せんとして相争ふ所の部分組織である。従つてそれは一定範圍の人々をその中に包含すると同時に、他の人々をそこから排除することを意味する。換言すれば、それは一國一党であつてはならぬと同時に、一人一党でもあり得ないのである。<sup>(44)</sup>かくて政党は多數の人々の團結体である、問題となるのはかゝる團結の基礎は何かといふ点である。この点に就ては世界觀說と利害關係說とが対立して居るのは周知の通りである。即ち前者によれば、政党は社會全体の公共利益を目的とするものであり、たゞ何が公共利益なりやについては各々の世界觀的立場に應じて別異の解釈が成立ち、従つて相異なる政策を抱懐するに至るのであつて、政党とは同様の意見政策を支持する者が相集つてその政策を実行せん事を期する團體であるとなすのである。例へば E. Burke <sup>(45)</sup> が「政党は、人々が共通特定の主義に立脚し、協力して國民全体の利益を増進せんがための團體である」と述べて居るのは、この種の見解の古典的見本である。次に後者によれば政党は、決して社會全体の公共利益といふが如きものを目的とするものではなく、専らさまざまの社會的利害が政權獲得を目的として鬭争するための政治的組織であるとなすのである。例へば C. E. Merriam は「政党を孤立的な

個々人の單なる集まりであると考へるの誤りで、それは實際は特定の一般的或は特殊的利害を反映する人々の集團乃至團體なのである。」と論じて居る。<sup>(46)</sup>この問題は他面から論ずれば政党の所謂公的性格の問題に關する。この点については別の機会に既に私見の一端を發表した。<sup>(47)</sup>その要点は、現実的に考へれば公益とは、もし之を認めるとしてもそれは團體成員の共通利益と見る以外にはあり得ないけれども、その共通利益は、單なる人間としての利益に關するのではなく團體成員としての利益を問題とする限り、各成員が團體に対して相等しい立場と地位とが認められる場合にのみ、之を認めることができるであらう、然し乍らもしかくの如き團體があり得るとすれば、それは最早「政治」を必要としない團體であつて、われわれが政治團體について考へる以上、かくの如き共通利益は認め得られず、之を歴史的に見るも社會は相對立する幾つかの利益群に對立し之を基礎として政党が分立した事は疑を容れない、政党の公的性格の主張は近代立憲主義的イデオロギーであつて、市民層の理論的武器に外ならない、と論じたのであつた。A. Merkel も「政党の分裂的傾向に對して屢々全体國民的立場が主張されるけれども、全体國民的立場なるものは、決して現実的な勢力の對立を前提することなしには存在し得るものではない。したがつてかやうな現実的な諸勢力の對立そのものが、政党的對立形式を以て表現されるにすぎない」と論じて居る。<sup>(48)</sup>要するに、政党の分立が政見の對立を含む事は当然であり、これなくしては政党分立は無意味なのであるけれども、それは決して公共利益に對する世界觀的な解釈の相違といふが如きものではなく、社會生活上の現実の利害の對立から生じ來つたものであると解し得る。<sup>(49)</sup>蓋し、政党はばらばらの個人の一時的集合体ではなくして永続的團結体であるから、その基礎は、変轉する多様な時事問題に對する浮動的な意見の偶然的一致ではあり得ず、現実の社會生活上の利害と深く結合したものと考へなければならぬからである。古くは Aristotlees から Madison, Jefferson, Calhoun, Maclver に至る一連の論者によれば、社會の基本的利害對立は富者貴人對貧者平民の關係にあり、前者は現存秩

序の変化を希望せず従つて保守的となり之に對して後者は現状打破によつて自己の運命を開拓せんとするからおのづから進歩的となると論じ、一方は保守党となり他方は進歩党となすのである。(50) 又、合衆國政治を論ずる者の好んで論ずるのは、同國に於ける経済的利害の對立が実業、労働、農業の三者にあるといふ事である。(51) 然し乍ら思ふに社会に見られる利害の對立は、斯様に二又は三に区分できる程しかく單純簡明なるのではあるまい、近代社会は地域的にも職能的にもその構成は甚だ複雑であり且つ社会的諸條件の変動も速かであるから、従つて社会内部に存在する利害の区分は著しく多数に上るのも当然であらう。例へば基本的には、労働と資本、農業と実業、及び地域に区分せられるにせよ、それ／＼の内部に於ても利害は決して同一ではない。(51) 精密に分析すれば、その利害の對立は実に無数に存在するものと見なければならぬ。然るに、民主制の下に於て「政治家とは頭数を數へることに関心をもつ数学者である」(52)と言はれる通り、民主政は何よりも多数決の原理とあらゆる面で結合してゐるから、以上の如く無数に分立する社会の利害は、もし自ら政治上の發言權を得てその要求希望を政治上に反映せんとするならば、それらは孤立することなく必ず他の諸利害と結び團結せざるを得ないのである。その際如何なる諸利害が結合するのかについで基本原則是大同小異の原則であると言へよう。即ちより小なる對立利害を捨てより大なる共同利益によつて聯合するのである。この原則の適用については次の諸点を注意する必要がある。即ち第一に、大同一に就くためには必ず小異を捨てて必要のある事である。即ち團結は必ず團結單位利害の犠牲を何等かの程度に於て必要とするといふ事である。勿論、その犠牲は現在に於ける讓歩たることもあり、又、將來に於ける負担たる事もあるが、何れにせよ利害間の妥協と調整とを必要とする。第二に大同と云ひ小異と言ふものは専ら相對的觀念であつて、いはばペースペクティヴによつて異るといふ事である。この点は主として團結過程の段階に關聯する。第三に利害はその時々々の政治問題については必ずしも同一ではないけれども、(54) 複雑多岐な政治問題の推移の中にお

のすから一定の基本的な方向が結晶するに至るであらう。第四に大同小異といふのも決して永久的固定的前提として考へるべきものではなくして、むしろ諸利害間の妥協折衝の過程に於て発見せらるべき動的基準と解するを正當とする。第五に、利害の異同は對抗利害勢力との關係に於ても相対的に見なければならぬ。例へばフアズム攻勢の激化に対する人民戦線の結成の如きそれである。第六に利害の異同は以上の意味で相対的であるにとゞまらず、又、歴史的にも制約せられるものと解さなければならぬ。Holcombe は合衆國第三党の機能を論ずるに際して、小政党の提示した政策問題が廣く大衆の支持を受けるに至つた場合に、大政党の分解が行はれ政党分野の再編成の見られる事実を注意して居る。<sup>(55)</sup>又、英國労働党の據頭に伴ふ自由党の分解もその一例となすことができよう。

以上の如く、社会に存在する諸々の利害は政治上の發言権を得るがために、大同小異の原則によつて團結の過程をつゞけてゆくのである。そこで次に問題とせらるべきは、かくの如き團結の過程は、どの程度まで進行してゆかといふ点でなければならぬ。即ち、この結合過程が極限まで進行するとすれば、そこに二大政党の対立を見るに至るであらう。<sup>(56)</sup>勿論この場合に於ても、二大政党のみに限られるのでなく、他に多くの小政党が存在することは既述の如くである。然し乍ら問題は大部分の利害が何故に二大陣營に對立するまで結合をつゞける必要があるか、といふ事である。又、逆に、この結合過程が極限まで進行するに至らないとすれば、そこにわれ／＼は多党制を見ることにならう。社会的地盤には無数の利害の集團が見られるといふ意味に於ては社会的利害を政治的に組織したものとしての政党は、むしろ多党制となるのがより「自然」なのである。従つて問題の要点となるのは、二大陣營にまで諸利害が團結するのは如何なる原因が之を必要とし、又、如何なる條件がそれを可能ならしめたのか、といふ事であればならぬ。この点につゞいて三つの論点をあげることができる。第一に、以上の如く諸利害が團結す

るのほ、それらが政治組織に自らを代表することによつて政治的發言權を得、更に進んで政治權力を掌握することをその目的とするのである。従つて「政權掌握」の爲にはどの程度團結することが必要であるかが決定的要素である。この場合先づ「政權」とは何を意味するかや問題となるが、一應之を「それを支配することによつて國家の政治過程を決定的に左右し得るが如き枢要の政治機關」であると解することができる。それは勿論國によつて異り、その國の憲法制度と政治慣行とによつて定まる所であるが、合衆國に於ては大統領、英國に於ては内閣、フランスに於ては下院、がほゞ之に相当するものと思はれる。次にかゝる政治機關を支配し得るためには結局選挙によつて國民多数の支持を獲なければならぬ。この選挙の機構原理の如何によつて必要とせられる團結の大きさが決定せられる。<sup>(57)</sup>

第二に、以上は必要とせられる團結の大きさに對するいはゞ絶対的條件であるが、次に之に對して相對的條件が考へられる。即ち、政党は常に対抗政治勢力との不斷の鬭争團體であるから、この面から團結の大きさが決定されて來る。換言すれば、對抗勢力の強大さによつて團結は当然大きくなる必要があり、この共通の敵を前にして、より大なる共同利益によつて團結しなければならぬ。逆に対抗勢力が弱小であれば團結の必要はなく、むしろ或場合には團結は分解するに至る事もあらう。<sup>(58)</sup> かくして政党は一方に於ては党内の結果を強化し、<sup>(59)</sup> 他方に於ては對抗勢力との不斷の鬭争に於て党勢を拡張しなければならない。この点については、パトロネイヂと行政首長の下院解散權、政權の獲得維持、政綱の選定、強力なる反対党の存在等が注意されねばならない。その三は、以上の如き様々の條件によつて團結が必要とされる場合には、大同小異の原則によつて團結の過程が進行してゆくのであるが、その場合にかゝる團結を可能ならしめる條件が充されなければならぬ。この点につき特に注意を要するのは、政党は決定的に對立する利害を基礎とする政党とは決して結合しないといふ事實である。之を他面から論ずれば、決定的に相異なる利害に立脚する政党でない限りは、前述の如く利害の異同は要するに相對的なものであるから、政治組織

上或は政治狀勢上團結が必要となるに至れば、遂には二大政党の対立を見るに至るであらう。之に反して、決定的に対立する利害の数が多く、互に妥協讓歩を斷乎として拒否するならば、そこに多党制が見られることになるであらう。要するに、この團結可能の條件は専ら社会的經濟的地盤に關連するのであつて團結の必要に關する第一及び第二の論点が専ら政治組織の問題に關聯するのと対照される。

以上述べた如く二党制多党制の原因は、一は政治制度であり、他は社会的經濟的地盤である、その何れか一方のみを排他的に唯一の原因であると解する事はできない。然らば兩者の關係は如何なるものであらうか。この点については、社会的經濟的條件は決定的原因であり、政治制度的條件は可能的原因であると解すべきである。即ち、社会的經濟的條件が社会的諸利害の二大陣營への決定的対立を不可避とする場合には、政治制度の如何に拘らず、二党制が見られることにならう。例へば合衆國に於ける奴隸問題の激化が如何に合衆國の政党分野の再編成を強要し遂に國內を対立二大陣營の鬭争に導いたかの事實はその一例である。然るにこの場合と異り、社会的經濟的條件が二党制乃至多党制の何れを決定したものとしなない場合に於て始めて、政治制度の如何によつて或は二党制となり或は多党制となるものと解される。

かくしてわれ／＼は二党制について二つの原因を見ることが出来る。即ち、その一は、社会的經濟的條件が必然的に二大政党の尖鋭なる対立を將來した場合である。その二は、専ら政治的條件によつて、(二大政党の対立を必然ならしめる如き社会的經濟的條件の不存在を條件とするといふ意味に於ては、社会的經濟的條件が消極的に考へられる) 二党制が成立した場合である。この二つの場合に於ては、同じく二党制の形をとりながら、その歴史的意義は根本的に異なるのであるが、詳細については第三章に於て論ずる。

最後に、二党制多党制の「必然的原因」がその國の社会的經濟的條件にあるとすれば、この問題は何よりも歴史

的範疇に属する事に特に注意しなければならない。各國の政党史に於て特に社会的經濟的地盤の分析を必要とする所以である。

(以下次号)

## 第二章註

- (1) 第四章第二節參看。例へば R. M. MacIver, op. cit. pp. 416-420, 今中次廣「政黨發生論」七〇頁。
- (2) J. C. Charlesworth, op. cit. p. 9
- (3) H. Savelkovs, op. cit. 前掲邦訳一〇〇頁以下。
- (4) 第三章二節參看。
- (5) しるべ Savelkovs は英國二黨制の起源として Gardiner の一六四一年といふ説を引いて居るのである。前掲邦訳一〇八頁。

(6) E. M. Salt, が述べて居る様に、英國に於ける二黨制は決して人為的考案ではなく又意識的プランの結果ではない事は學者の屢々力説する所である。例へば E. M. Salt, op. cit. p. 220 等。

(7) 二黨制と多黨制とは矛盾概念であるから、二黨制の原因の存在は二黨制を生み、その不存在は多黨制を生ずる訳である。同様に多黨制の原因の存在は多黨制を生み、その不存在は二黨制を生ずる。従つて學說の概観に當つては、二黨制の原因、多黨制の原因と區別して論ずることは格別の意義をもたない。

- (8) Orth and Cushman, American National Government, 1931, p. 203.
- (9) A. L. Lowell, Public Opinion and Popular Government, new ed. 1926, p. 80
- (10) A. L. Lowell, Greater European Governments, rev. ed. 1926, pp. 176-195
- (11) A. L. Lowell, Greater European Governments, rev. ed. 1926, pp. 172-176,

- (2) F. A. Ogg, European Government and Politics, 1936, pp. 573—576.
- (3) Ch. Seignobos, The Political Parties of France, in "International Monthly", Aug. 1901, p. 155 (F. A. Ogg, Government of Europe, rev. ed. 1928, pp. 502—503 参照)
- (4) A. N. Holcombe, Political Parties of To-day, 2nd ed. 1925, pp. 317—318, 外務省編譯「各國の政黨」昭和二年八月分の譯本 A. N. Holcombe 著の譯文を参照せよ。
- (5) A. N. Holcombe, op. cit. Chap. II,
- (6) H. F. Gosnell, Democracy, 1948, pp. 240ff. 佐々木啓之 Why Europe vote? 1920, p. 192
- (7) P. H. Odegaard and E. A. Helms, American Politics, 1938, 99. 144ff. は一九二八年フランス總選挙の報告 Le Saunier 著の選挙区の実例をあげ第一投選票が第二投選票に於て如何に二政黨に移動集中するかを論じてゐる。即ち次の如くである。

候補者名	第一投選票得票	第二投選票得票
Coras (Rep. Fed. Right)	8,574	9,207
Berthod (Radical Socialist)	7,288	10,205
Benoist (Socialist)	2,532※	0
Rodardet (Communist)	820※	0
其 他	2	216

上に於て第一投選票得票の※印のものは第二投選票に於ては Berthod に移動したのである。

佐々木啓之 A. L. Lowell, Greater European Governments, rev. ed. 1926, pp. 179—181 は「フランス多黨制を助長する原因としてプロポーター制をあげてゐるが、しかし彼は「他の條件のある場合にはこの制度は必ずしも多黨制を生むとは限ら



ぬ」と注意して居る。

- (18) 例へば一九四〇年六月の共和黨大会に於ける共和黨大統領候補者指名投票の推移については第一章註(28)參看。
- (19) C. E. Merriam, *American Party Systems*, 1922, pp. 406-407, 尙、候補者の任用要件については E. E. Schattschneider は指名手續に於ける黨本部の權威と其の觀點から英米を比較して論じてゐる。E. E. Schattschneider, *Party Government* 1942, pp. 99ff. 第一次大戦後の歐洲大陸に於て比例代表制が如何に小黨分立をもたらしめたかについてはこの和訳の 157-161 頁 Headlam-Morley, *The New Democratic Constitutions of Europe*, 1928, Chap. 7 參看。
- (20) E. E. Schattschneider, op. cit. pp. 69-84.  
尙、選挙制度論については W. L. Hindman, *Great Britain, in Government and Politics Abroad*, Ed. by J. S. Rouseck, 1947, p. 24, 森口繁治「比例代表法の研究」大正十四年、四〇一頁以下參看。
- (21) H. F. Gosnell, *Democracy*, p. 242, 尙、蠟山政道「政黨の研究」昭和二十四年八八頁 F. A. Ogg, *European Government and Politics*, 1926, pp. 572-576, Odgaard and Helms, op. cit. p. 9, 等參看。
- (22) A. L. Lowell, *Public Opinion in War and Peace*, 1923, p. 242-243,
- (23) J. W. Davis, *Party Government in the United States*, 1929, pp. 20-23,
- (24) A. W. MacMahon, op. cit. pp. 596-601, 尙、佐藤井次郎前掲書四四一—四四二頁參看。
- (25) A. L. Lowell, *Greater European Governments*, rev. ed 1926, pp. 182-192, 尙、F. A. Ogg, *European Government and Politics*, 1926, pp. 572-576 參看。
- (26) G. M. Trevelyan, *The Two-Party System in English Political History*, 1926, pp. 25-27, 尙、Ernest Barker, op. cit. 前掲邦訳一三三頁參看。
- (27) 高橋清吾「現代の政黨」昭和五年四八三頁。

(28) 今中次郎「政治学」昭和十六年一五五頁、一五六頁。官僚勢力の有無を二黨制多黨制の原因としてあげるのは、結局は、社会的経済的地盤にも關聯するのであつて、資本主義制度の確立の後れた諸國に於ては、國家の積極的な保護助成によつてのみ資本主義經濟が育成せられたのであつた。従つて、かゝる國に於ては市民的勢力は決して國家即ち官僚勢力をはなれて独自の発達をとげることはできなかつたのである。我國及びドイツに於て政黨分野を複雑化せしめた原因の一半はこゝにある。

(29) 永井享「日本政黨論」昭和二年、二〇二頁、二〇三頁。

(30) A. L. Lowell, *Greater European Governments*, 1926 p. 176 f.

R. H. Soltan, *French Parties and Politics*, 1922, p. 78

(31) 勿論この二者は正確に対応するものではなく傾向論としては本文の如く見得るであらう。例へば A. L. Lowell と Olegard and Helms 乃至 Holcunbe とを比較すれば、その立場の差異は明瞭である。

(32) A. L. Lowell は「小黨分立は一層の成熟を示すもので、すべての國家がやがてはさうなる傾向にあるのだとは歐洲大陸の論者の一般に信する所である。学問的性質の問題については成程さうなるのが一層自然な分立であらう。(中略)この意味で多黨制はすべての國民を対立する二大陣營に区分する二黨制よりも一層正確に國民意思の区分を寫すものと云へよう。然し乍ら、政治は實際的な技術であつて、世論の流れはその中に不完全にしか反映されないものである」のみならず二黨制の國では多黨制の下に於けるよりも國民が一層直接に政府及び政策の決定をなし得る事實を考へれば、むしろ二黨制の方がその國民の政治的成熟を示すものと論じて居る。A. L. Lowell, *Public Opinion and Popular Government*, new ed. 1926, pp. 81-83, 並 E. M. Salt, *American Parties and Elections*, 3rd ed. 1942, pp. 229-272, E. Root, *Citizen's Part in Government*, 1907, pp. 70-78 等と同様に二黨制の優位を説く。

(33) 又 E. E. Schattschneider はこの點につき専ら選善制度の視點から二黨制の原因を詳細に分析して居るが、この點に

ついでには前掲拙稿「選挙制度説」參看。

- (34) 例へば Madison, Marshall, Calhoun 等が、社会的經濟的利害の根本的対立によつて、社会は二大陣營に分れる事を説いて居る事は事實であるが、之を二黨制の原因の説明と解するのは適當ではなく、むしろ保守と進歩の分立型を説明するものと考へるのが妥當である。蓋し、彼等の所論は、以上の如き対立は二黨制の國に於てのみならずすべての國に於て見られる事を主張するものである。C. G. Haines, *The Role of the Supreme Court in American Government and Politics*, 1944, pp. 83-84, C. A. Beard, *The Economic Basis of Politics*, 1945, Chap. 1, 等參看。尙、分立型との異同については本稿一〇五頁以下參照。

- (35) 例へば二黨制の効果的に運営される條件として代表せらるべき社会の同質性が必要であること後述の通りであるが、その事と二黨制の原因そのものとは異なる。蓋し根本的重大性をもつ論點をさしはきんで社会的利害が決定的に二大陣營に對立するに至つた場合に於ても二黨制の見られること後述の如くである。尤もこの場合に於ては政黨制度自体が重大な障礙を蒙ることなるべきであらう。E. M. Sait, *Op. cit.*, p. 6, Gosnell, *Democracy*, pp. 237-238, 等參看

- (36) 例へばドイツに於ける *Gesetz gegen die Neubildung von Parteien* (一九三三年) イタリアに於ける *Law for the Defence of the State* (一九二五年) の如きそれらである。

- (37) この事件はわれ／＼をして一七六八年英國議会上に於ける *Wikes* 事件を直ちに想起せしめるものである。たゞ英國に於ては選挙区民の勝利に終つた事だけが異つて居る。E. Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, ed. by F. G. Selby, 1912, 上田又次「ヒュモン・パーク研究」昭和十二年、四五頁以下等參看。

- (38) P. H. Odegard and E. A. Helms, *op. cit.* p. XXIII

- (39) W. B. Hesseltine, *The Rise and Fall of Third Parties*, 1948, pp. 98-103 彼は例へばアリゾナ州に於ては三千の署名が編黨及独立候補者が投票用紙上に印刷されるために必要とされ、ニューヨーク州では一万二千の署名と各地区少くと

も五十の署名を要すとされて居る如く、それぞれ各州の事情を述べて居る。

- (40) L. Bergstrasser, a. a. O. S. 1 R. M. MacIver, op. cit. pp. 397-401, 等参看
- (41) H. J. S. Maine, *Popular Government*, 1885
- (42) 第四章参看。尙 C. L. Becker, *Modern Democracy*, 1947, pp. 43f. 等
- (43) 拙稿「選挙制度説」(一)註(4)
- (44) 従つて、政黨概念を極限にまでおしつめれば、一方に於ては二黨制となり、他方に於ては一人一黨となる。即ち政黨制度の利弊共に最も明瞭に見られるのは二黨制であり、又、多黨制の極端なるものは実は無政黨に近づくといふことを注意せねばならぬ。J. J. Rousseau は *volonte generale* 形成に際して黨派存在の不可なる所以を力説し特に二黨制に反対して居るのは、この意味に於て論理的であると云へよう。市村・森口共訳ルソー民約論、大正九年、七一―七四頁。
- (45) E. Burke, op. cit. p. 81
- (46) C. E. Merriam, op. cit. p. 390
- (47) 拙稿「政黨の所謂公的性格」(高松経史論叢二二卷一號)
- (48) A. Merkel, *Fragmente zur Sozialwissenschaft*, 1898 SS. 91-92 (今中「政黨発生論」五六頁引用に據る)
- (49) E. M. Salt, op. cit. pp. 195-200, Ogg and Ray, *Essentials of American Government*, 1943, P. 121. G. D. H. Cole, *Labor in the Commonwealth*, 1919, pp. 97-101. H. Taski, *An Introduction to Politics*, 1931, 植田邦訳一〇一頁, Gettel, *Political Science*. pp. 284ff. 等例えは A. N. Holcombe は合衆國政黨分立の基礎を最も精密に分析して、合衆國憲法は宗教人種等に関する諸問題を聯邦政府の権限から除外してあるから聯邦の政治問題は結局經濟問題を中心とすると論じ、その經濟的利害の対立を、都市と農村、合衆國の八個の各地域<sup>セクション</sup>の二つの標準の組合せによつて二大政黨の地域的經濟的利害の基礎を論じ更に進んで二大政黨の歴史的変遷を述べて居るのである。A. N. Holcombe,

Political Parties of To-day, 2nd. ed. 1925,

(13) R. M. MacIver, op. cit. p. 406ff. C. A. Beard, The Economic Basis of Politics, 1945, Chap. I. 等參着。

(14) W. Anderson, American Government, 1938, pp. 384-387. J. F. Cuber and R. A. Harper, Problems of American Society: Value in Conflict, 1948, pp. 192-193 等。

(15) C. A. Beard, The Economic Basis of Politics, 1945, p. 70 は「あらゆる大社会に於ては土地所有者、運輸、鐵道、海運、技術、製造工業、官公吏、其他の諸々の一層小なる利害が必要的に生長し、それらを異つた感情と意見とによつて動かされる別々の階級に分裂せしめるのである」と述べて居る。

(16) C. A. Beard, op. cit. p. 60

(17) 様々の政策問題によつて各利害の立場の異同は決して固定したものとなく、それぞれの問題によつて異なる事は事実であらう。然し乍ら近代社会に於て壓倒的重要性をもつのは莫ら經濟的利害であつて、この點を繞つての利害間の異同はほとんどの固定的なものを認められる。

(18) A. N. Holcombe, op. cit. pp. 342-345

(19) 之を圖表で例示すれば次の如く考へることが出来る。

(ABC.....XYZ) は各々單位利害集團を表はすものとし、括弧はその結合の一例を示す)

(1) ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ,

(2) A(B,C)(D,E,F),G(H,I,J,K,L),M(N,O),P(Q,R,S,T),U(V,W,X,Y,Z),

(3) A(B,C)(D,E,F),(G,I,K,L),(G,H(I,M,N,O),J),(P,Q,R,S,T),(V,W,X,Y,Z)],

(4) A(B,C)[(D,E,F),(G,I,K,L)],G,H[(M,N,O),J],[P,Q,R,S,T),(V,W,X,Y,Z),]

(2)の段階は多黨制であり(4)の段階は二黨制である。

(4)に於て下線は二大政黨、A(B,C)Hは小政黨である。括弧内のフロッツは黨内分派を示す。

(57) この第一の論點の具体的適用はその國の憲法選挙法其他政治慣行によつて区々であるけれども、例へば次の様な觀察も可能であらうと思はれる。即ち合衆國に於ける政權は大統領職を中心とするが、J. W. Davis の論する様にその選挙制度は結局多くの利害團體が二大陣營に團結することを強要し、又、そうすることによつて黨祿を得ることができるのであるし、又、議會は結局大統領領に対して無力であつて之を辞任させることは不可能である、しかもかくの如く二大政黨に集議することを強要する大統領選挙は四年毎にめぐつて來るのである。英國に於ては小選挙区制のみを見れば二黨制への傾向は見られるにしても、しかも必ずしも小黨分立は不可能ではない。しかし、首相のもつ強力なる解散權は國民として與黨か野黨かの二者擇一を強要し得るのであつて、議會はこの分立型に従つて二大陣營に集結せざるを得ないのである。かゝる英國二黨制は首相の解散權即ち政權交替制度と密接に關連する。然るにフランスに於ては小政黨であつても、他の小政黨と一時的に聯合することによつて政府を顛覆し自ら政權に參與することが可能であり、永続的に二大陣營に集結する必要は全くないのである。

(58)

英國政黨史に於て強力な反對黨が欠除した場合に黨分派が必然的に分裂することについては、H. Savellouls, op. cit. 前掲邦訳一一九頁以下。G. M. Trevelyan, op. cit. pp. 14ff. 等參看。E. E. Schattschneider は「黨があまりに膨脹すれば黨内異分子の不利軋驟のため黨不統一を生じて反對黨に乗せられる恐れがあり、且つ政黨は多くとも五一%の得票で政權を獲得できるのであるからそれ以上の勝利は不必要且つ浪費的であると論じて、反對黨のあまりに劣弱なる事は政黨の欲しない所である事を注意して居る。E. E. Schattschneider, op. cit. pp. 94-96,

又、反對黨自身の立場に立つて考へて見ても H. Laski は「反對黨は量に於ても質に於ても大に強くなければならぬ」  
 そうでなければ「反對黨は自分自身に対する信用を失ひ、敗北主義となり無責任となる。議會制度においては、機會ある毎に攻勢をとることは、反對黨として必要なことである。そのような能力を失ふことは、反對黨にとつて正さしく致命

窮である」と論じて居る。H. Laski, *Parliamentary Government in England, 1939* 竹内雄訳「民主主義と君主」昭和二十一年六六頁に據る。

(55) C. E. Merriam, op. cit. Chaps. IV, V, VI, VII, J. Macy, *Political Parties in the United States, 1900*, Chap.

IV, J. Bryce, *American Commonwealth, new ed. 1912*, vol. II, p. 136ff. 等。

(60) かゝる條件は専ら歴史的に觀察すべき論點であつて、資本主義秩序の成熟の問題と關聯する。ドイツ多黨制の原因として官僚層の政治勢力を問題とする如きこの視點に於て理解せられる。